

**第4期下関市地域福祉計画
第4期下関市地域福祉活動計画
(案)**

令和4年（2022年）12月

**下 関 市
下関市社会福祉協議会**

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉の考え方	2
3 計画が目指す地域福祉のイメージ	3
4 計画の位置付け	4
5 計画の期間	8
6 計画の策定体制	9

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況	11
2 支援を必要とする人の状況	19
3 地域活動の主な担い手の状況	24

第3章 第3期計画の取り組みの状況と今後の課題

1 下関市の主な取り組みと課題	26
2 下関市社会福祉協議会の主な取り組みと評価	37

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	40
2 基本目標	40
3 計画の体系	42

第5章 計画の取り組み

1 基本目標1 “ふれあいの人づくり”	43
（1）出会いのきっかけ・場づくり	43
（2）ともに支え合い、助け合う意識づくり	48
（3）地域福祉の活動につながる人づくり	52

2	基本目標2 “ささえあいの輪づくり”	56
	(1) 見守り、気づき、つながる輪づくり	
	～地域づくりに向けた支援・参加支援～	56
	(2) 福祉に関する市民活動の輪づくり	63
	(3) 民生委員・児童委員、福祉員との輪づくり	67
3	基本目標3 “あんしんの地域づくり”	71
	(1) 協働による包括的な相談支援体制づくり ～相談支援～	71
	(2) 福祉サービスの提供及び情報提供の体制づくり	75
	(3) 「その人らしく」暮らせる体制づくり（権利擁護の体制づくり）	79
	(4) 地域の防犯・防災体制づくり	82
	(5) 人にやさしいまちづくり	86

第6章 計画の推進

1	協働による計画の推進	89
2	計画の推進体制と評価の方法	90
3	計画の周知・啓発	90
4	計画の成果目標	90
5	SDGs（持続可能な開発目標）に関すること	91

資料

	用語解説	92
--	------	----

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、人口減少や急激な少子高齢化、家族形態や社会構造の変化、個人のライフスタイルの多様化等を背景として、家庭や地域においてお互いが支え合う機能の低下や地域を支える担い手の確保が困難になっている状況があります。

また、社会的孤立*等の関係性の貧困*が社会的な課題となり、ダブルケア*や8050問題*、ヤングケアラー*等の複合的な課題が顕在化し、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが、既存の制度や分野をまたがり複合化・複雑化しています。

その他、新型コロナウイルス感染症により、外出や地域での活動が制限され、社会的な孤立が高まるなど、市民の生活に大きな影響を及ぼしました。

このように、複合化・複雑化する福祉ニーズに対応するためには、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題を「我が事」として捉えて解決していく意識の醸成が必要です。

また、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように、地域住民等の支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指して、市、地域住民、関係機関等の協働による包括的な支援体制の整備を図ることが更に重要となっています。

国においては、令和2年(2020年)6月の社会福祉法の改正により、市町村の地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が、包括的に提供される体制の整備について定める努力義務が規定されました。

これまで、下関市、下関市社会福祉協議会においては、平成30年(2018年)3月に「第3期下関市地域福祉計画・第3期下関市地域福祉活動計画」を一体的に策定し、ともに連携を図り、下関市における「地域福祉の推進」に取り組んできました。

「第4期下関市地域福祉計画・第4期下関市地域福祉活動計画」は、今後の下関市における「地域福祉の推進」のあり方について、これまでの実施状況を踏まえ、市民意識調査・団体等調査の結果、地域懇話会での意見聴取、議会からの提言等を基に、学識経験者や社会福祉事業関係者等によって構成される「下関市地域福祉計画審議会(下関市地域福祉活動計画策定委員会)」において審議し、策定します。

2 地域福祉の考え方

地域福祉とは、すべての市民が、健康で、住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるよう、市民自らが地域生活課題を発見し、その解決に取り組むとともに、地域で支え合い、助け合う関係や仕組みを築いていくことです。

市民、地域の活動団体、民生委員・児童委員、事業者、社会福祉協議会、市など、地域のあらゆる主体の協働※による、地域福祉の推進における概念である「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を本計画では次のように定義します。

※協働とは、共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、協力して行動することです。

《自助》

市民一人ひとりが、自らの主体的な取り組みで生活課題を解決することを「自助」といいます。

日々の生活で、困ったことが起こったときに自分自身や家族で解決すること、健康づくりや介護予防に取り組んで自らの健康を維持すること、自分や家族に必要な情報を自分自身で収集すること、家族を大切にしたり、積極的に地域の人とのつながりを持ったりすることなどが「自助」の取り組みに当たります。

《互助》

隣近所の住民同士や友人、知人との助け合いや、自治会や民生委員・児童委員、福祉員、市民活動団体、NPO団体、事業者、社会福祉協議会などの地域で活動する団体の支えにより生活課題を解決することを「互助」といいます。

近隣のひとり暮らしの高齢者に声をかけること、近隣住民の悩みを聞くこと、その悩みと一緒に解決したり相談機関を紹介したりすること、近隣住民に子どもを預けたり、預かったりすること、地域で活動する団体による見守り活動などが「互助」の取り組みに当たります。

《共助》

制度化された相互扶助のことを「共助」といいます。

介護保険や医療保険に代表される社会保障制度及びサービスが「共助」に当たります。

《公助》

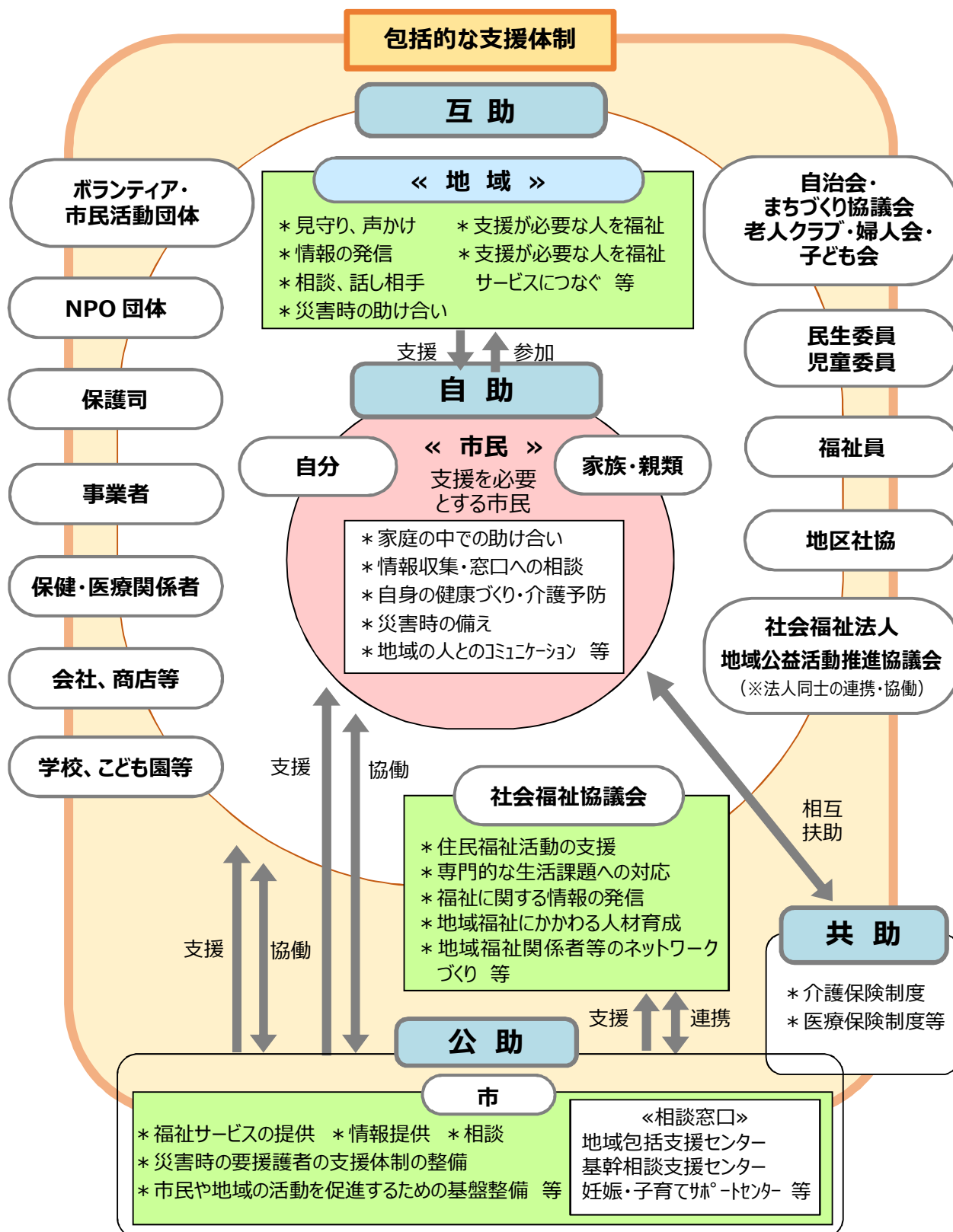
公的な制度として、福祉・保健・医療その他の関連するサービスを提供することを「公助」といいます。

「下関市いきいきシルバープラン」、「下関市障害者計画・下関市障害福祉計画・下関市障害児福祉計画」、「下関市子ども・子育て支援事業計画・下関市次世代育成支援行動計画・下関市ひとり親家庭等自立促進計画」等の計画に基づいて推進する福祉サービスの提供が「公助」に当たります。

3 計画が目指す地域福祉のイメージ

自らの力で生活課題を解決する「自助」を基本とし、地域の支え合いによる「互助」や制度化された相互扶助である「共助」により支援し、行政がその「互助」の取り組みを支援するとともに、「公助」で提供するべき福祉サービスの充実を図り、地域福祉を推進します。

図表1-1 地域福祉のイメージ



4 計画の位置付け

地域福祉計画と地域福祉活動計画は相互に連携を図り、推進することが重要であるため、両計画を一体的に策定します。

(1) 地域福祉計画

ア 法令の根拠

社会福祉法第4条において、地域住民、社会福祉を目的とする事業者、社会福祉に関する活動を行う者の三者を地域福祉の推進に努めなければならない主体として定めています。

また、第6条においては、国、県、市町村の責務として、地域生活課題の解決を図ることを促進する施策を講ずることが定められています。

一方、地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画として位置付けられ、下関市における地域福祉の推進について定めるもので、令和2年(2020年)の改正により、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(いわゆる包括的な支援体制)の整備に関する事項についての規定が追加されています。

社会福祉法（令和2年法律第52号による改正）抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(1)地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

(2)地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

(3)生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 (略)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5)地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

イ 関連計画との整合性

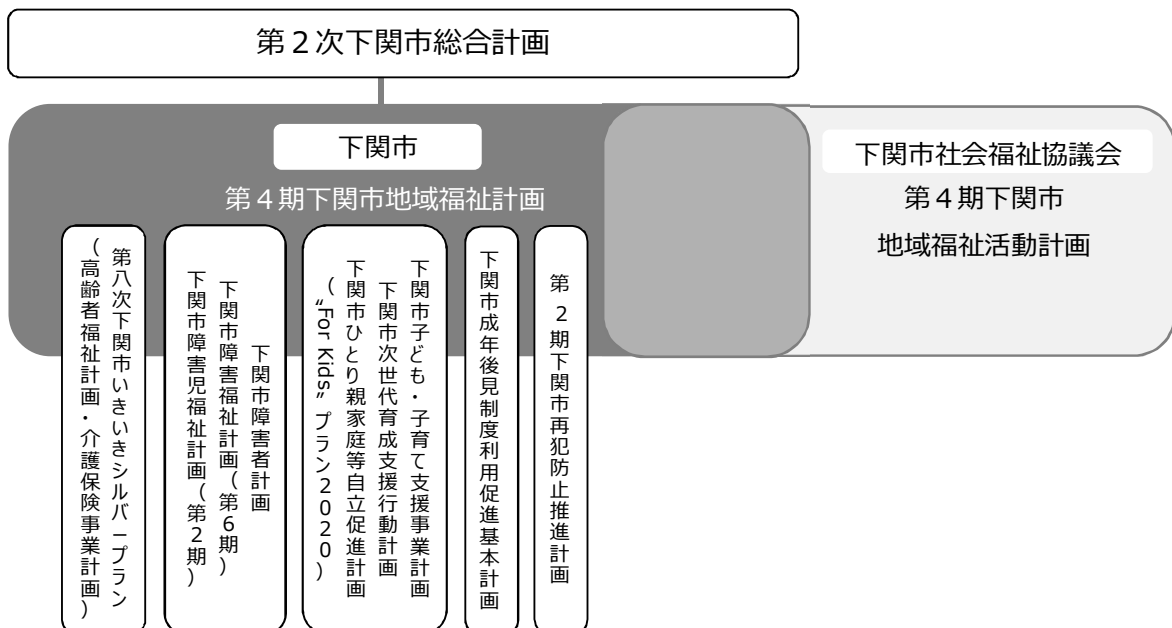
- 下関市の基本計画である「第2次下関市総合計画」を踏まえ、市の地域福祉を総合的に推進するために策定する計画です。
- 保健福祉分野の関連する個別計画である「第八次下関市いきいきシルバープラン(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)」「(令和3年(2021年)3月策定)」、「下関市障害者計画」(平成30年(2018年)3月策定)、「下関市障害福祉計画(第6期)・下関市障害児福祉計画(第2期)」「(令和3年(2021年)3月策定)」、「下関市子ども・子育て支援事業計画・下関市次世代育成支援行動計画・下関市ひとり親家庭等自立促進計画(“For Kids”プラン2020)」「(令和2年(2020年)3月策定)」、「下関市成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年(2022年)3月策定)、「第2期下関市再犯防止推進計画」(令和5年(2023年)3月策定)等との整合性を図り策定します。
- 保健福祉分野の関連計画は、個別の法律や制度に基づき、対象者ごと、分野ごとの施設やサービスの必要量と整備計画を中心とした計画です。一方、地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を掲げ、保健福祉分野の関連計画の上位計画に当たります。

(2) 地域福祉活動計画

下関市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられています。

地域福祉活動計画は、下関市社会福祉協議会が呼びかけて市民、ボランティアやボランティアグループ、福祉サービスを提供する事業者や社会福祉施設、NPO法人等の参画のもとで策定する、地域福祉の推進を目的とする民間レベルの実践的な活動・行動計画(アクションプラン)です。

図表1-2 地域福祉計画・地域福祉活動計画と他の計画との関係図



5 計画の期間

本計画は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5か年を計画期間とします。

なお、関連計画との整合性や社会状況の変化への対応のため、必要に応じて見直しを行うものとします。

図表1-3 本計画と関連計画の期間

		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
下関市総合計画	基本構想	(第2次) 平成27年度(2015年度) ~令和6年度(2024年度)		(第3次) 令和7年度(2025年度)~		
	基本計画	(後期)令和2年度(2020年度) ~令和6年度(2024年度)				
第4期下関市地域福祉計画 第4期下関市地域福祉活動計画		令和5年度(2023年度)~令和9年度(2027年度)				
第八次下関市いきいきシルバープラン (高齢者福祉計画・介護保険事業計画)		(第八次) 令和3年度(2021年度) ~令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度) ~令和8年度(2026年度)			令和9年度(2027年度) ~令和11年度(2029年度)
下関市障害者計画		平成30年度(2018年度) ~令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)~令和11年度(2029年度)			
下関市障害福祉計画(第6期)		(第6期) 令和3年度(2021年度) ~令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度) ~令和8年度(2026年度)			令和9年度(2027年度) ~令和11年度(2029年度)
下関市障害児福祉計画(第2期)		(第2期) 令和3年度(2021年度) ~令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度) ~令和8年度(2026年度)			令和9年度(2027年度) ~令和11年度(2029年度)
下関市子ども・子育て支援事業計画 下関市次世代育成支援行動計画 下関市ひとり親家庭等自立促進計画 (“For Kids”プラン2020)		令和2年度(2020年度) ~令和6年度(2024年度)		プラン2025 令和7年度(2025年度) ~令和11年度(2029年度)		
下関市成年後見制度利用促進基本計画		令和4年度(2022年度)~令和9年度(2027年度)				
第2期下関市再犯防止推進計画		令和5年度(2023年度)~令和9年度(2027年度)				

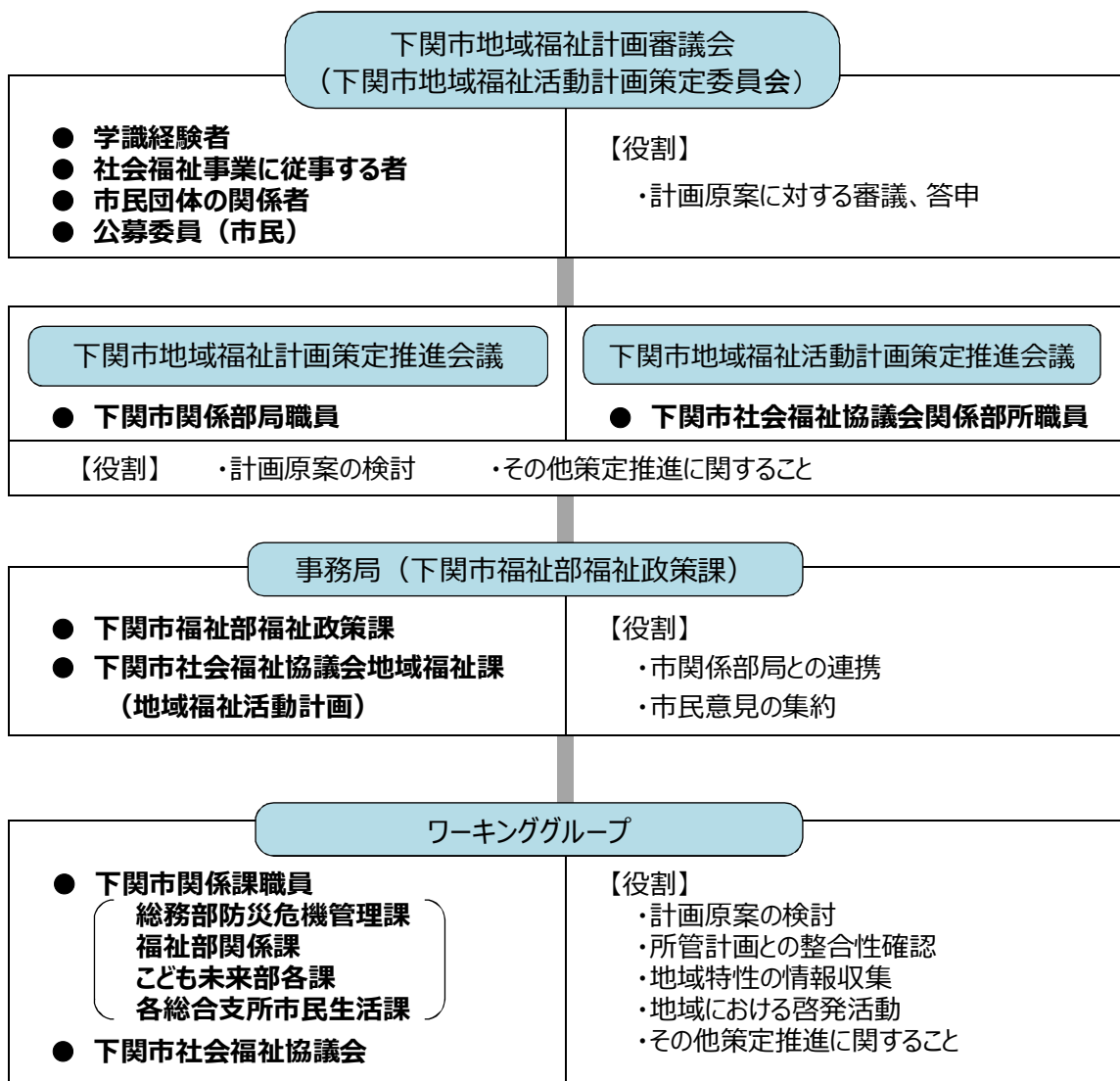
6 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定は、下関市福祉部福祉政策課が、下関市社会福祉協議会、庁内関係部局と連携を図りながら進めます。

また、検討に当たっては、市民の立場、専門分野からの総合的な意見を聴くことを目的として、学識経験者、社会福祉事業に従事する者、市民団体の関係者、公募委員(市民)によって構成される「下関市地域福祉計画審議会(下関市地域福祉活動計画策定委員会)」を設置しました。

図表1-4 計画の策定体制



(2) 市民参画の方策

本計画の策定に当たり、住民相互の交流状況や見守り活動等に対する意識、要支援者の生活課題を把握するため、市民を対象に「地域の暮らしと福祉に関するアンケート調査」(以下「市民意識調査」という。)を実施しました。

また、地域福祉の活動を行う団体等の活動の状況や今後の活動意向、地域課題解決に向けた取り組み等を把握するため、活動を行う団体等を対象として調査(以下「団体等調査」という。)を実施しました。

さらに、市民からの意見を計画に反映するとともに、市民の意識を高め、今後の計画推進のきっかけづくりとなるよう、市内9か所で地域懇話会を開催しました。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

(1) 人口と世帯の状況

下関市の少子高齢化は急速に進行しており、高齢化率(65歳以上人口割合)は全国よりも高い値で推移しています。

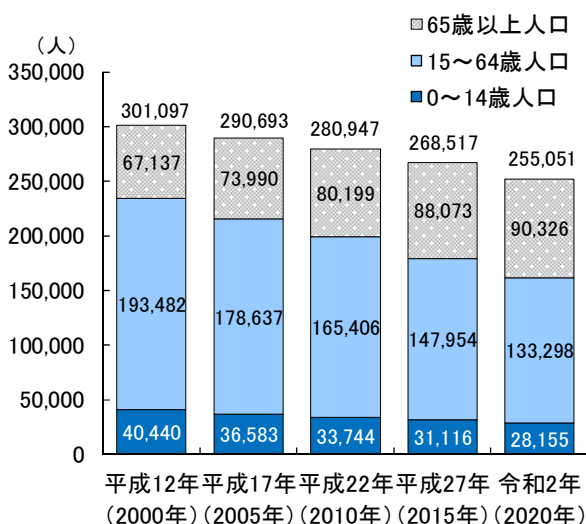
また、高齢化率は地域により大きな差がみられます。

国勢調査によると、下関市の人口は減少し続けており、令和2年(2020年)の人口は255,051人であり、平成27年(2015年)と比較すると、5.0%減少しています。

年齢3区分人口を見ると、令和2年(2020年)の15~64歳人口は133,298人であり、平成27年(2015年)と比較すると9.9%減少し、令和2年(2020年)の65歳以上の高齢者人口は90,326人であり、平成27年(2015年)と比較すると2.6%増加しています。

下関市の将来の推計人口を見ると、今後も人口は減少し、少子高齢化が進行することが予測され、いわゆる団塊の世代ジュニアが高齢者となる令和22年(2040年)の高齢化率は40.7%となる見込みです。

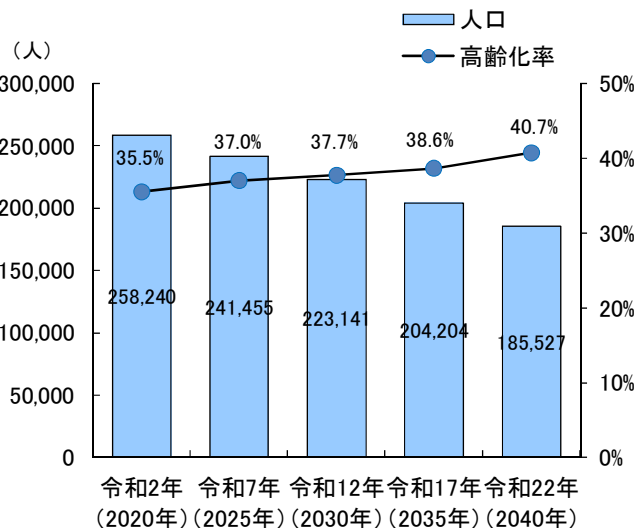
図表2-1 年齢3区分人口の推移



*人口総数には年齢不詳を含む

資料:国勢調査

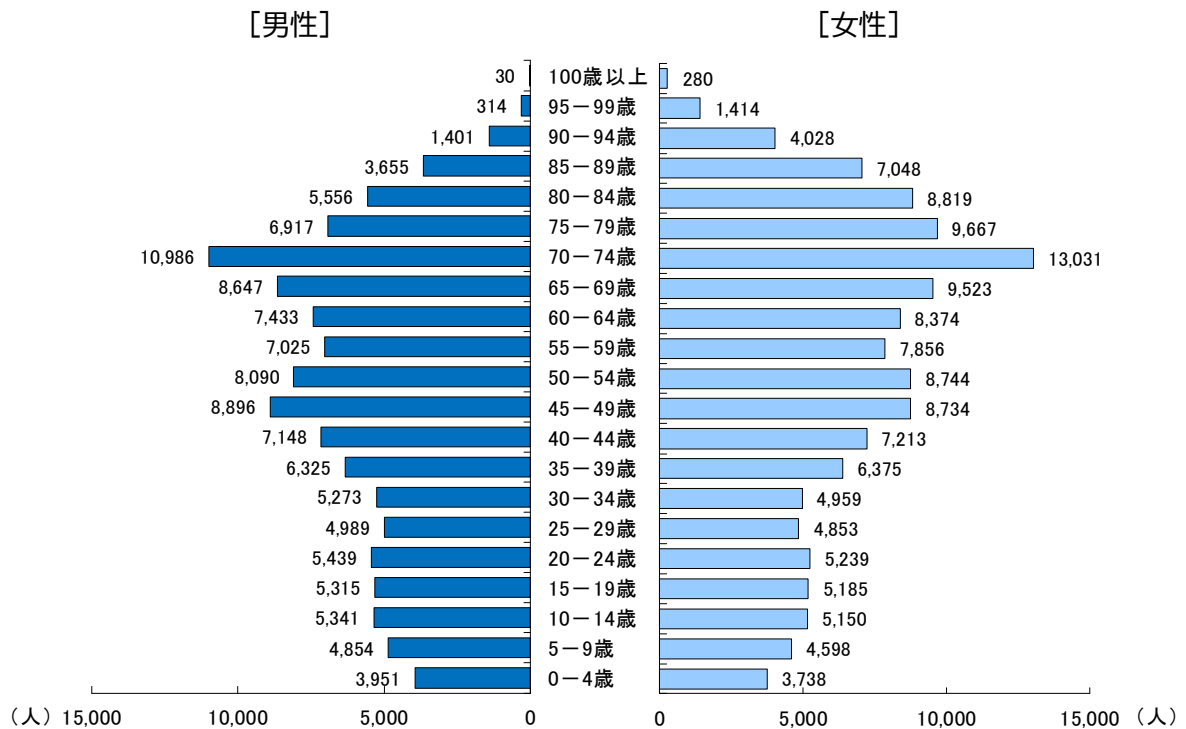
図表2-2 推計人口



資料:令和2年(2020年)は住民基本台帳人口、令和7年(2025年)以降は住基台帳人口、国立社会保障・人口問題研究所の全国年齢別男女別生命表、合計特殊出生率をもとにコーホート要因法により推計

令和4年(2022年)3月末現在の住民基本台帳に基づく下関市の人口構成は、男女ともに70～74歳人口が突出して多くなっています。

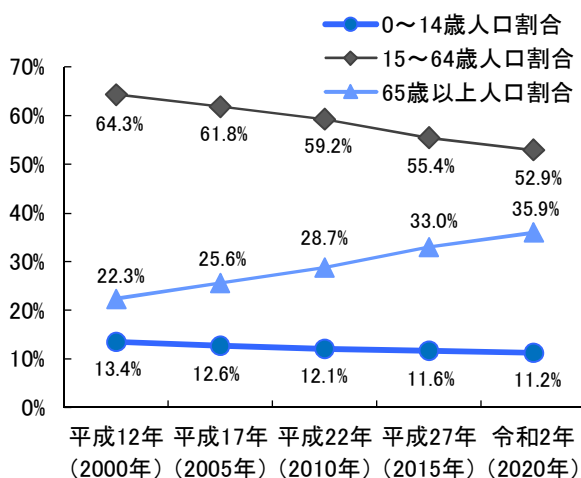
図表2-3 人口ピラミッド



資料:住民基本台帳人口(令和4年(2022年)3月31日現在)

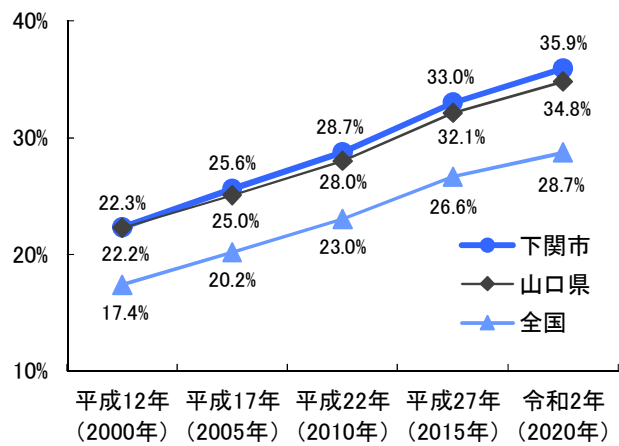
国勢調査による65歳以上人口割合(高齢化率)は上昇し続けており、令和2年(2020年)では35.9%となっています。また、全国よりも高い値となっています。

図表2-4 年齢区分別人口割合の推移



資料:国勢調査

図表2-5 高齢化率(全国・山口県との比較)



資料:国勢調査

下関市の高齢化率の高さは、県内13市のうち5位(山口県は全国で3位)、中核市62市のうち2位となっています。

図表2-6 高齢化率の比較

山口県内市部(13市中)			中核市(62市中)		
順位	市	高齢化率	順位	市	高齢化率
1位	萩市	43.5%	1位	函館市	35.8%
2位	長門市	43.3%	2位	下関市	35.6%
3位	美祢市	42.9%	3位	呉市	35.4%
4位	柳井市	38.6%	4位	旭川市	34.0%
5位	下関市	35.6%	5位	長崎市	32.8%
6位	光市	35.5%	6位	佐世保市	31.8%
7位	岩国市	35.4%	7位	横須賀市	31.8%

資料:住民基本台帳(令和3年(2021年)1月1日現在)

地域別に令和4年(2022年)3月末現在の高齢化率を見ると、豊北地域が56.6%と最も高く、最も低い山陰地域の30.4%と比較すると26.2ポイントの差があります。

第3期計画策定時(平成29年(2017年))と比較すると、高齢者数が減少している地域もありますが、いずれの地域も高齢化率は上昇しており、豊北地域の伸びが最も高く5.7ポイント上昇、続いて豊田地域が5.6ポイント上昇、菊川地域が4.9ポイント上昇、豊浦地域が3.7ポイント上昇しています。

図表2-7 地域別高齢者数及び高齢化率の推移

地域 (支所区分)	平成29年(2017年)		令和4年(2022年)		増減(令和4-平成29)	
	高齢者数	高齢化率	高齢者数	高齢化率	高齢者数	高齢化率
本庁	24,137人	36.1%	23,490人	38.1%	-647人	+2.0ポイント
彦島	9,904人	37.0%	9,521人	40.3%	-383人	+3.3ポイント
山陽 (長府・玉司・清末・小月・王喜・吉田)	17,401人	31.7%	17,792人	33.4%	391人	+1.7ポイント
山陰 (勝山・内日・川中・安岡・吉見)	22,280人	28.0%	23,690人	30.4%	1,410人	+2.4ポイント
菊川	2,719人	34.7%	2,910人	39.6%	191人	+4.9ポイント
豊田	2,361人	44.2%	2,326人	49.8%	-35人	+5.6ポイント
豊浦	7,071人	40.3%	7,076人	44.0%	5人	+3.7ポイント
豊北	4,748人	50.9%	4,511人	56.6%	-237人	+5.7ポイント
市全体	90,621人	33.8%	91,316人	36.2%	695人	+2.4ポイント

資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

(2) 家族形態の変化

下関市の家族形態は変化しており、親族世帯の割合は低下し、単独世帯の割合が上昇しており37.5%となっています。 *親族世帯:世帯主の親族のいる二人以上の世帯

国勢調査による下関市の総世帯数は平成22年(2010年)が最も多く、令和2年(2020年)には減少し、115,817世帯となっています。一方、一般世帯の一世帯当たりの人員は減少し続けています。

家族類型別の割合を見ると、親族世帯は低下し、単独世帯が上昇しています。

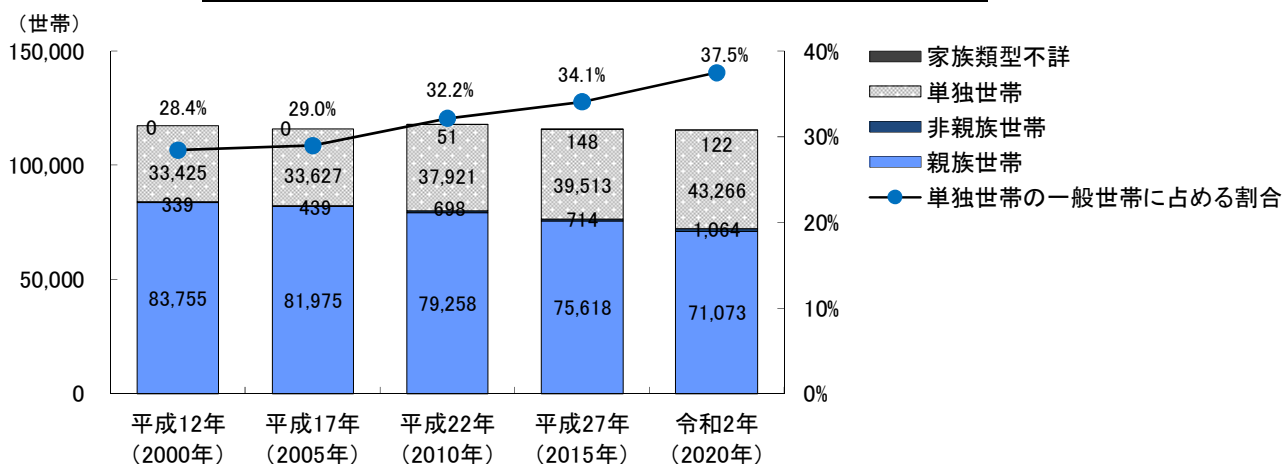
また、親族世帯について見ると、核家族世帯の割合が上昇し、その他の親族世帯の割合は低下しています。

図表2-8 世帯数及び世帯割合の推移

世帯の家族類型	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総世帯数(世帯)	117,744	117,436	118,178	116,298	115,817
一般世帯数(世帯)	117,519	116,041	117,928	115,993	115,525
[一世帯当たり人員(人)]	[2.50]	[2.42]	[2.31]	[2.24]	[2.13]
親族世帯数(世帯)	83,755	81,975	79,258	75,618	71,073
[一般世帯に占める割合]	[71.3%]	[70.6%]	[67.2%]	[65.2%]	[61.5%]
核家族世帯数(世帯)	69,965	69,542	68,350	66,529	64,058
[親族世帯に占める割合]	[83.5%]	[84.8%]	[86.2%]	[88.0%]	[90.1%]
その他の親族世帯数(世帯)	13,790	12,433	10,908	9,089	7,015
[親族世帯に占める割合]	[16.5%]	[15.2%]	[13.8%]	[12.0%]	[9.9%]
非親族世帯数(世帯)	339	439	698	714	1,064
[一般世帯に占める割合]	[0.3%]	[0.4%]	[0.6%]	[0.6%]	[0.9%]
単独世帯数(世帯)	33,425	33,627	37,921	39,513	43,266
[一般世帯に占める割合]	[28.4%]	[29.0%]	[32.2%]	[34.1%]	[37.5%]
家族類型不詳世帯数(世帯)	0	0	51	148	122

*一般世帯:住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構成して住んでいる単身者。施設等世帯を除く世帯。
資料:国勢調査

図表2-9 家族類型別一般世帯数及び単独世帯の割合の推移



資料:国勢調査

令和2年(2020年)の国勢調査の一般世帯を地域別に見ると、本庁地域では親族世帯の割合が他の地域よりも低く、単独世帯の割合が高くなっています。

一方、菊川地域では親族世帯の割合が高く、単独世帯の割合が低くなっています。

図表2-10 地域別世帯数及び世帯割合

地域 (支所区分)	一般世帯数(世帯)					
	一般世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	親族世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]			非親族世帯 数(世帯) [一般世帯に 占める割合]	単独世帯数 (世帯) [一般世帯に 占める割合]
		核家族世帯 数(世帯) [親族世帯に 占める割合]	その他の 親族世帯数 (世帯) [親族世帯に 占める割合]			
本庁	31,914	16,750 [52.5%]	15,395 [48.2%]	1,355 [4.2%]	311 [1.0%]	14,813 [46.4%]
彦島	10,578	6,947 [65.7%]	6,191 [58.5%]	756 [7.1%]	115 [1.1%]	3,504 [33.1%]
山陽 (長府・王司・清末・小月・王喜・吉田)	22,762	15,170 [66.6%]	13,715 [60.3%]	1,455 [6.4%]	206 [0.9%]	7,367 [32.4%]
山陰 (勝山・内日・川中・安岡・吉見)	35,034	21,710 [62.0%]	19,941 [56.9%]	1,769 [5.0%]	371 [1.1%]	12,903 [36.8%]
菊川	2,789	2,107 [75.5%]	1,779 [63.8%]	328 [11.8%]	10 [0.4%]	672 [24.1%]
豊田	1,952	1,332 [68.2%]	1,072 [54.9%]	260 [13.3%]	5 [0.3%]	615 [31.5%]
豊浦	6,930	4,715 [68.0%]	4,076 [58.8%]	639 [9.2%]	35 [0.5%]	2,179 [31.4%]
豊北	3,566	2,342 [65.7%]	1,889 [53.0%]	453 [12.7%]	11 [0.3%]	1,213 [34.0%]

*一般世帯には、世帯の家族類型「不詳」を含む

資料：国勢調査(令和2年(2020年))

世帯の家族類型

- 一般世帯：住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者(施設等の世帯を含まない。)
- 単独世帯：世帯員が一人の世帯
- 核家族世帯：夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚の子どもから成る世帯(男親と未婚の子どもから成る世帯、女親と未婚の子どもから成る世帯も含む。)
- 親族世帯：2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがある世帯で核家族でない世帯
- 非親族世帯：2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯

(3) 高齢者世帯の増加

高齢化に伴い、高齢者のいる世帯が増加しており、令和2年(2020年)の国勢調査の結果では、一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は49.7%、うち高齢者単身世帯の割合が33.9%を占めています。

下関市の高齢者のいる世帯は増加し続けており、令和2年(2020年)の国勢調査の結果では57,397世帯であり、平成27年(2015年)と比較すると、1.6%増加しています。

また、令和2年(2020年)の高齢者単身世帯は19,483世帯であり、平成27年(2015年)と比較すると9.5%増加しています。

図表2-11 高齢者世帯数及び世帯割合の推移

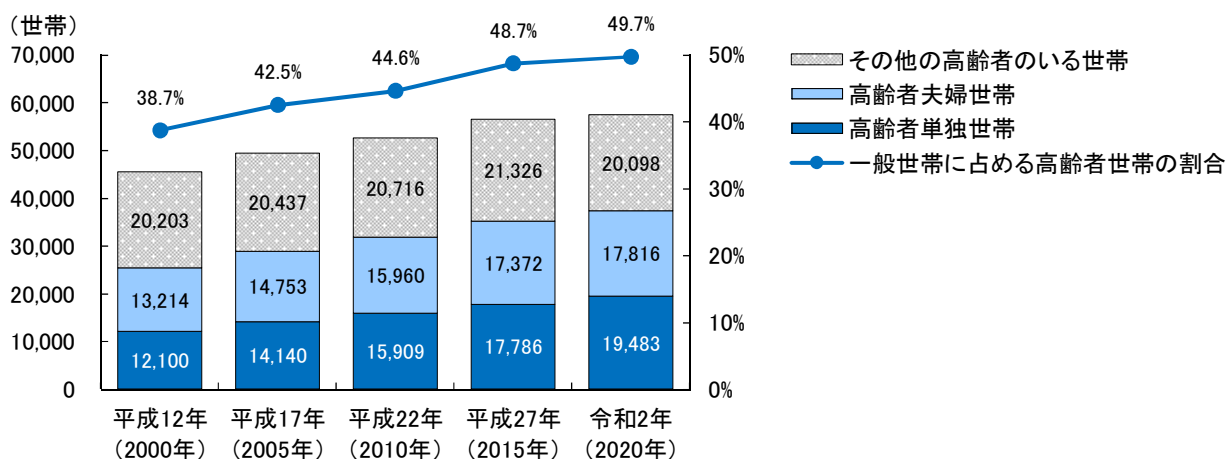
世帯の家族類型	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
高齢者のいる一般世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	45,517 [38.7%]	49,330 [42.5%]	52,585 [44.6%]	56,484 [48.7%]	57,397 [49.7%]
高齢者単身世帯数(世帯) [高齢者のいる一般世帯に占める割合]	12,100 [26.6%]	14,140 [28.7%]	15,909 [30.3%]	17,786 [31.5%]	19,483 [33.9%]
高齢者夫婦世帯数(世帯) [高齢者のいる一般世帯に占める割合]	13,214 [29.0%]	14,753 [29.9%]	15,960 [30.4%]	17,372 [30.8%]	17,816 [31.0%]
その他の高齢者のいる世帯数(世帯) [高齢者のいる一般世帯に占める割合]	20,203 [44.4%]	20,437 [41.4%]	20,716 [39.4%]	21,326 [37.8%]	20,098 [35.0%]

* 高齢者のいる世帯:平成17年(2005年)までは「65歳以上親族のいる世帯」、平成22年(2010年)からは「65歳以上世帯員のいる世帯」

* 高齢者夫婦世帯:夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

資料:国勢調査

図表2-12 家族類型別高齢者世帯数及び高齢者世帯割合の推移



資料:国勢調査

令和2年(2020年)国勢調査の高齢者夫婦のみ(夫65歳以上、妻60歳以上)の世帯、65歳以上の単独世帯の一般世帯に占める割合を地域別に見ると、豊田地域、豊北地域では夫婦のみの世帯、単独世帯ともに2割を超えています。

また、65歳以上の単独世帯は、本庁地域においても2割を超え、彦島地域、豊浦地域は2割に近くなっています。

図表2-13 地域別高齢者夫婦・単独世帯数及び世帯割合

地域 (支所区分)	一般世帯数	夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯数		65歳以上の単独世帯数	
		一般世帯に占める割合	一般世帯に占める割合	一般世帯に占める割合	一般世帯に占める割合
本庁	31,914	4,227	13.2%	6,741	21.1%
彦島	10,578	1,854	17.5%	1,926	18.2%
山陽 (長府・王司・清来・小月・王喜・吉田)	22,762	3,681	16.2%	3,279	14.4%
山陰 (勝山・内日・川中・安岡・吉見)	35,034	4,908	14.0%	4,379	12.5%
菊川	2,789	529	19.0%	414	14.8%
豊田	1,952	412	21.1%	452	23.2%
豊浦	6,930	1,348	19.5%	1,365	19.7%
豊北	3,566	857	24.0%	927	26.0%

資料:国勢調査(令和2年(2020年))

令和2年(2020年)国勢調査の高齢者のみの世帯の一般世帯に占める割合を地域別に見ると、豊北地域が最も高く50.8%となっています。

また、平成27年(2015年)と比較すると、菊川地域が7.6ポイント、豊田地域が6.7ポイント、豊北地域が6.5ポイント上昇しています。

図表2-14 地域別高齢者のみの世帯数及び世帯割合の推移

地域 (支所区分)	平成27年(2015年)		令和2年(2020年)		増減(令和2-平成27)	
	高齢者のみの世帯数	一般世帯に占める割合	高齢者のみの世帯数	一般世帯に占める割合	高齢者のみの世帯数	一般世帯に占める割合
本庁	10,720	32.7%	11,002	34.5%	282	+1.8ポイント
彦島	3,739	33.2%	3,799	35.9%	60	+2.7ポイント
山陽 (長府・王司・清来・小月・王喜・吉田)	6,164	27.9%	6,895	30.3%	731	+2.4ポイント
山陰 (勝山・内日・川中・安岡・吉見)	7,767	22.9%	9,087	25.9%	1,320	+3.0ポイント
菊川	723	26.5%	951	34.1%	228	+7.6ポイント
豊田	810	38.2%	876	44.9%	66	+6.7ポイント
豊浦	2,530	35.3%	2,749	39.7%	219	+4.4ポイント
豊北	1,754	44.3%	1,813	50.8%	59	+6.5ポイント
市全体	34,207	29.5%	37,172	32.2%	2,965	+2.7ポイント

資料:国勢調査

(4) 6歳未満のいる世帯の減少

6歳未満の子どもがいる世帯数は減少しており、令和2年(2020年)の国勢調査の結果では、一般世帯に占める割合は6.4%となっています。

下関市の6歳未満の子どもがいる世帯は減少し続けており、令和2年(2020年)の国勢調査の結果では7,346世帯であり、平成27年(2015年)と比較すると、15.7%減少しています。

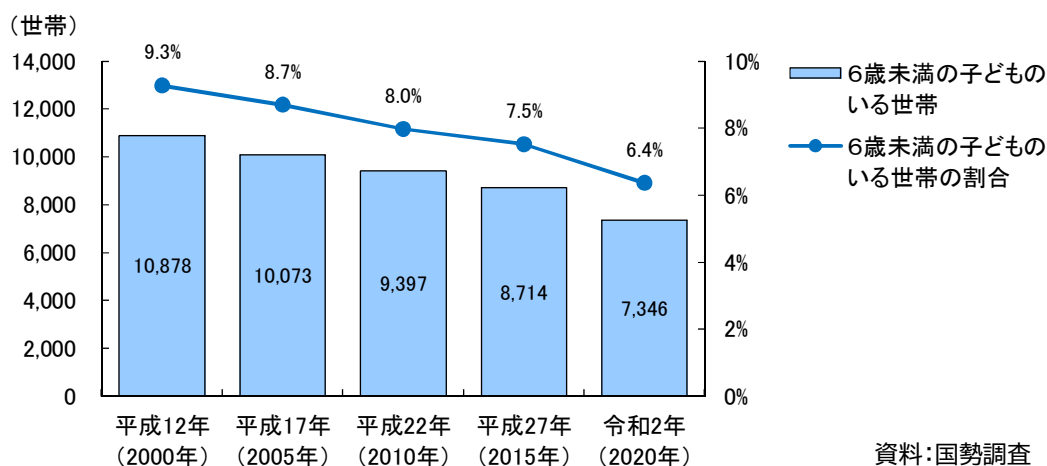
地域別に見ると、豊北地域が最も低く2.7%となっています。

図表2-15 6歳未満の子どものいる世帯数及び世帯割合の推移

世帯の家族類型	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
6歳未満の子どものいる世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	10,878 [9.3%]	10,073 [8.7%]	9,397 [8.0%]	8,714 [7.5%]	7,346 [6.4%]

資料:国勢調査

図表2-16 6歳未満の子どものいる世帯数及び世帯割合の推移



資料:国勢調査

図表2-17 地域別6歳未満の子どものいる世帯数及び世帯割合の推移

地域 (支所区分)	平成27年(2015年)		令和2年(2020年)		増減(令和2-平成27)	
	6歳未満の 子どものい る世帯数	一般世帯に 占める割合	6歳未満の 子どものい る世帯数	一般世帯に 占める割合	6歳未満の 子どものい る世帯数	一般世帯に 占める割合
本庁	1,831	5.6%	1,520	4.8%	-311	-0.8ポイント
彦島	744	6.6%	585	5.5%	-159	-1.1ポイント
山陽 (長府・王司・清来・小月・王喜・吉田)	1,996	9.0%	1,780	7.8%	-216	-1.2ポイント
山陰 (勝山・内日・川中・安岡・吉見)	3,233	9.5%	2,771	7.9%	-462	-1.6ポイント
菊川	246	9.0%	191	6.8%	-55	-2.2ポイント
豊田	113	5.3%	76	3.9%	-37	-1.4ポイント
豊浦	428	6.0%	328	4.7%	-100	-1.3ポイント
豊北	123	3.1%	95	2.7%	-28	-0.4ポイント

資料:国勢調査

2 支援を必要とする人の状況

(1) ひとり親世帯の状況

母子世帯は、平成17年(2005年)に大きく増加し、平成22年(2010年)以降は減少しています。

国勢調査による下関市の母子世帯は、平成17年(2005年)に大きく増加して2,435世帯でしたが、平成22年(2010年)以降は減少し、令和2年(2020年)は1,870世帯であり、一般世帯に占める割合も低下しています。

しかし、母子世帯の一般世帯に占める割合は、全国、山口県よりも高い値で推移しています。

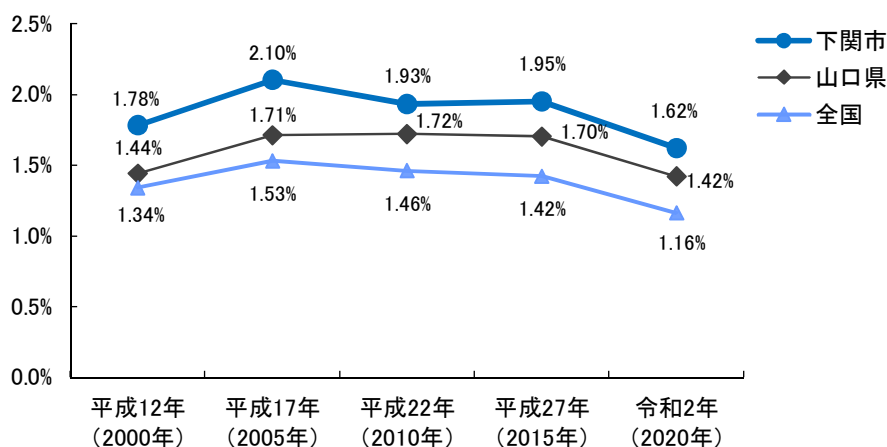
一方、父子世帯は、平成22年(2010年)までは200世帯台で推移していましたが、その後減少し、令和2年(2020年)は156世帯となっています。

図表2-18 母子世帯・父子世帯数及び世帯割合の推移

世帯の家族類型	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
母子世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	2,088 [1.78%]	2,435 [2.10%]	2,281 [1.93%]	2,261 [1.95%]	1,870 [1.62%]
6歳未満の子どものいる世帯数 (世帯)	475	504	410	415	293
父子世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	217 [0.18%]	241 [0.21%]	201 [0.17%]	174 [0.15%]	156 [0.14%]
6歳未満の子どものいる世帯数 (世帯)	25	16	11	13	13

資料：国勢調査

図表2-19 母子世帯割合の推移(全国・山口県との比較)



資料：国勢調査

18歳以下の児童を監護している母子・父子家庭の母、父または養育者を対象とした給付である児童扶養手当の支給世帯は減少傾向にあります。

図表2-20 児童扶養手当支給状況の推移

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
世帯数(世帯)	2,679	2,606	2,491	2,426	2,362

資料:こども家庭支援課(各年度3月31日現在)

(2) 生活困窮の状況

令和4年(2022年)の生活保護の保護率(人口に占める生活保護人員割合)は1.47%であり、減少しています。

生活保護世帯は減少し続けており、令和4年(2022年)は3,078世帯、保護率は1.47%となっています。

下関市の生活困窮者自立支援制度における令和3年度(2021年度)の新規相談受付件数は1,555件であり、令和2年度(2020年度)と比較すると減少していますが、人口10万人当たりの件数は全国、山口県よりも多くなっています。

図表2-21 生活保護世帯数の推移

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
世帯数(世帯)	3,401	3,342	3,217	3,133	3,078
人数(人)	4,278	4,134	3,943	3,826	3,723
保護率(%)	1.61%	1.57%	1.52%	1.49%	1.47%

資料:生活支援課(各年4月1日現在)

図表2-22 生活困窮者自立支援制度における支援状況

	令和2年度(2020年度)					
	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数	
		人口10万人 当たり		人口10万人 当たり		人口10万人 当たり
全国	786,163	51.4	139,060	9.1	76,100	5.0
山口県	7,354	44.3	1,454	8.8	460	2.8
下関市	2,986	94.4	294	9.3	80	2.5
	令和3年度(2021年度)					
	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数	
		人口10万人 当たり		人口10万人 当たり		人口10万人 当たり
全国	496,762	32.9	130,242	8.6	69,783	4.6
山口県	4,394	27.1	1,251	7.7	383	2.4
下関市	1,555	49.7	56	1.8	38	1.2

資料:厚生労働省生活困窮者自立支援制度における支援状況調査及び生活困窮者自立支援統計システム統計ツールより

(3) 障害者等の状況

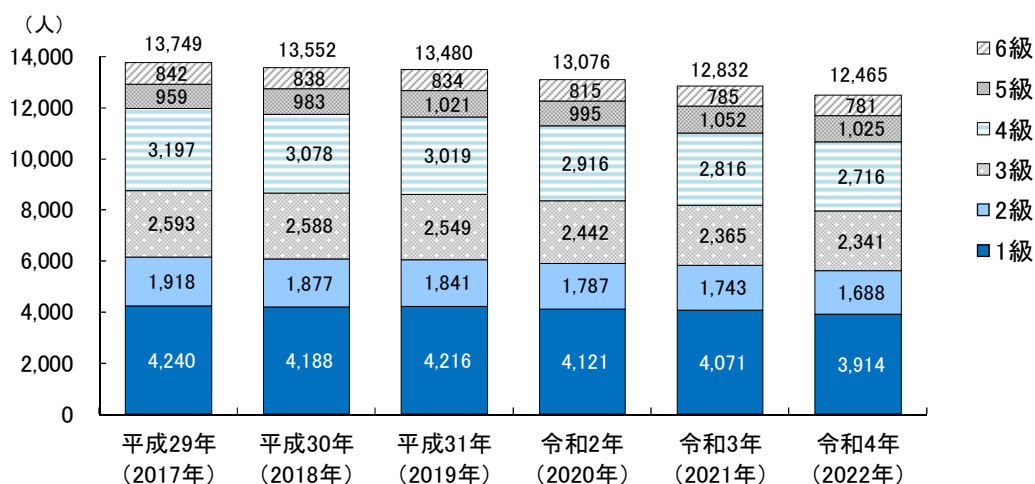
身体障害者手帳所持者は減少し、療育手帳所持者は増加しています。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者(指定難病・小児慢性特定疾病)は増加しています。

身体障害者手帳所持者は減少し続けており、令和4年(2022年)4月1日現在で12,465人であり、平成29年(2017年)と比較すると1,284人(9.3%)減少しています。

令和4年(2022年)4月1日現在における等級別の構成比を見ると、重度(1・2級)の人の割合が44.9%となっています。

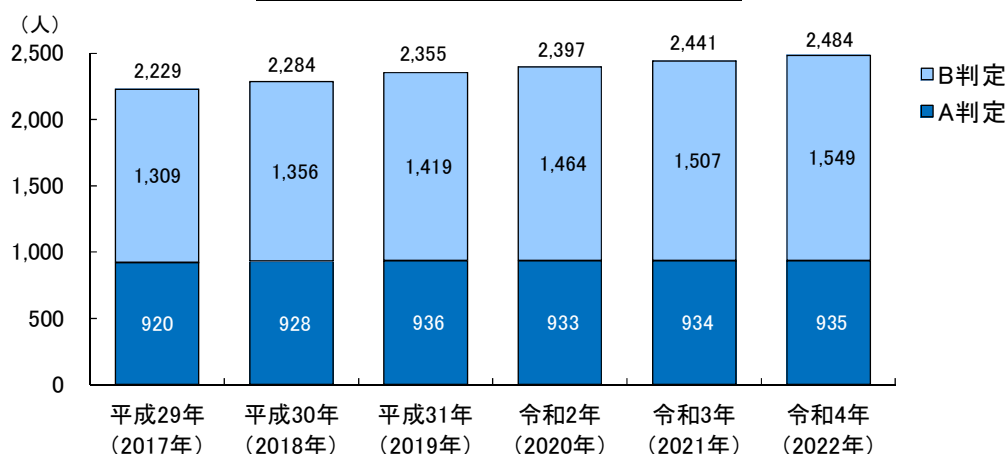
図表2-23 身体障害者手帳所持者数の推移



資料:障害者支援課(各年4月1日現在)

療育手帳所持者は増加し続けており、令和4年(2022年)4月1日現在で2,484人であり、平成29年(2017年)と比較すると255人(11.4%)増加しています。

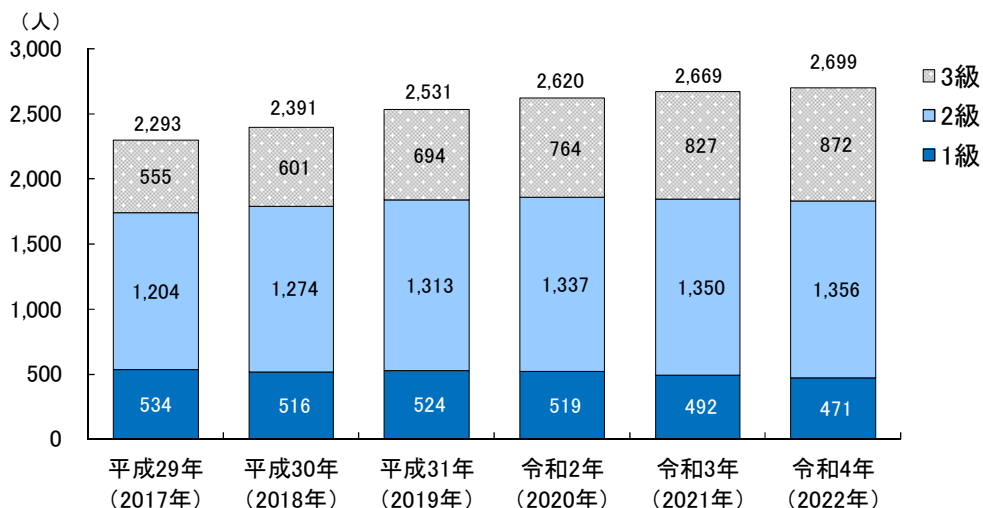
図表2-24 療育手帳所持者数の推移



資料:障害者支援課(各年4月1日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加し続けており、令和4年(2022年)4月1日現在で2,699人であり、平成29年(2017年)と比較すると406人(17.7%)増加しています。
また、障害の程度は、2級、3級の人が増加しています。

図表2-25 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

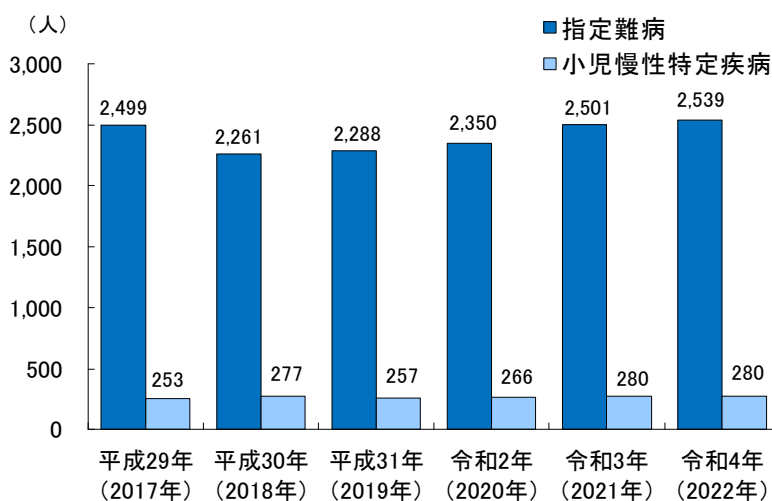


資料:健康推進課(各年4月1日現在)

指定難病の患者は平成30年(2018年)に一旦減少し、平成31年(2019年)以降増加し続けており、令和4年(2022年)4月1日現在で2,539人であり、平成29年(2017年)と比較すると40人(1.6%)増加しています。

また、小児慢性特定疾病の患者は平成31年(2019年)に一旦減少し、令和2年(2020年)以降やや増加しており、令和4年(2022年)4月1日現在で280人であり、平成29年(2017年)と比較すると27人(10.7%)増加しています。

図表2-26 難病患者数の推移



資料:健康推進課(各年4月1日現在)

(4) 要介護認定者の状況

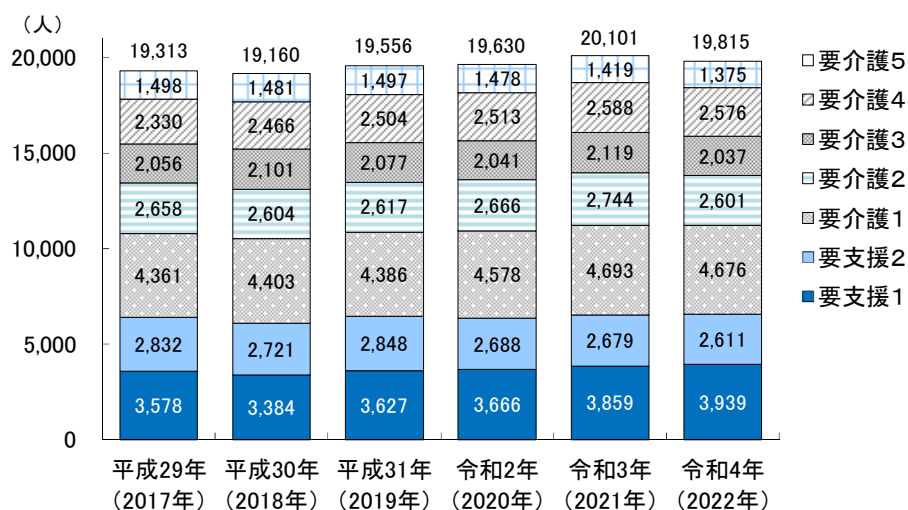
要介護認定者は、令和4年(2022年)3月末現在19,815人、認定率21.4%、要介護4・5の重度者の割合は19.9%となっています。

また、認定率は全国、山口県よりも高くなっています。

要支援・要介護認定者は年々増加していましたが、令和4年(2022年)3月末現在19,815人であり、前年より減少しています。

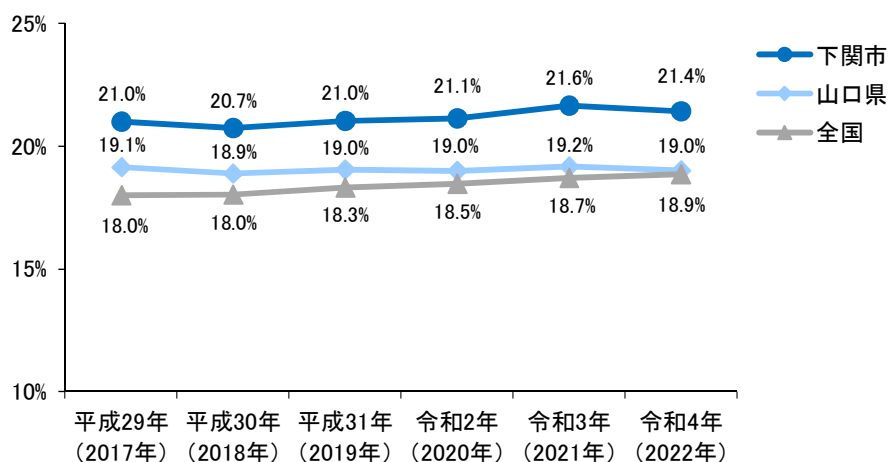
また、認定率(要支援・要介護認定者の第1号被保険者に占める割合)は、令和4年(2022年)3月末現在21.4%であり、全国、山口県よりも高くなっています。

図表2-27 要支援・要介護認定者数の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年3月31日現在)

図表2-28 要支援・要介護認定率の推移(全国・山口県との比較)



資料:介護保険事業状況報告(各年3月31日現在)

3 地域活動の主な担い手の状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されます。

民生委員は、地域において、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める役割を担っており、児童委員を兼務します。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う役割を担っています。

図表2-29 地域別民生委員・児童委員定数・実数の推移

地域	平成28年度(2016年度)				令和元年度(2019年度)				令和4年度(2022年度)			
	民生委員・児童委員(人)		主任児童委員(人)		民生委員・児童委員(人)		主任児童委員(人)		民生委員・児童委員(人)		主任児童委員(人)	
	定数	実数	定数	実数	定数	実数	定数	実数	定数	実数	定数	実数
本庁	193	185	16	15	193	180	16	15	193	171	16	16
彦島	66	66	5	5	66	62	5	5	66	60	5	5
山陽 (長府・王司・清末・小月・王喜・吉田)	110	107	13	13	110	108	13	13	110	108	13	13
山陰 (勝山・内日・川中・安岡・吉見)	117	117	10	10	117	116	10	10	117	111	10	10
菊川	25	25	2	2	25	25	2	2	25	25	2	2
豊田	27	27	2	2	27	27	2	2	27	27	2	2
豊浦	53	53	3	3	53	53	3	3	53	53	3	3
豊北	48	48	3	3	48	48	3	3	48	47	3	3
計	639	628	54	53	639	619	54	54	639	602	54	54

資料:福祉政策課(各年度12月1日現在)

(2) 自治会

自治会は、一定の地域に住む人たちが、明るく住みよい豊かなまちづくりを目指し、地域における生活上の諸問題、身近な環境の整備や安全、福祉など、様々な問題の解決に取り組むとともに、地域の行事や活動を通じ、地域住民の連帯意識の向上に努めている自主的に組織された団体です。

自治会数、自治会に所属する世帯数ともに減少しています。

図表2-30 地域別自治会数・自治会に所属する世帯数の推移

地域	平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		令和2年度(2020年度)		令和3年度(2021年度)	
	自治会数(団体)	世帯数(世帯)	自治会数(団体)	世帯数(世帯)	自治会数(団体)	世帯数(世帯)	自治会数(団体)	世帯数(世帯)
本庁	212	29,094	212	28,778	212	27,946	212	27,728
彦島	37	10,502	37	10,410	37	10,221	37	10,014
山陽 (長府・王司・清末・小月・王喜・吉田)	140	20,142	140	20,071	138	20,111	138	19,956
山陰 (勝山・内日・川中・安岡・吉見)	169	28,531	169	28,521	169	28,471	167	27,641
菊川	42	2,581	42	2,523	42	2,522	42	2,482
豊田	35	2,086	35	2,068	35	2,011	35	1,962
豊浦	90	6,626	90	6,527	90	6,475	90	6,458
豊北	99	3,827	99	3,706	99	3,605	99	3,530
計	824	103,389	824	102,604	822	101,362	820	99,771

資料:まちづくり政策課(各年度5月1日現在)※連合自治会未加入の自治会を含む

(3) 福祉員

福祉員は、地域における福祉活動の推進役として、下関市社会福祉協議会が平成20年度(2008年度)から自治会に1名以上の設置を進めています。自治会長からの推薦をもとに、下関市社会福祉協議会長が委嘱します。

地域の生活課題の発見、福祉関係者への地域の様子の報告・連絡・相談、地域内の支援活動の手伝い、地域住民の地域福祉活動への理解・参加の促進等の活動を行っています。

福祉員の設置率は、豊田地域、豊浦地域、豊北地域で100%、菊川地域で97.6%となっていますが、本庁地域では60.2%と低くなっており、地域により差があります。

図表2-31 地域別福祉員数

地域	人数(人)	自治会福祉員設置率	自治会数(団体数)	福祉員設置自治会数(団体)
本庁	167	60.2%	201	121
彦島	36	78.4%	37	29
山陽 (長府・王司・清末・小月・王喜・吉田)	148	83.3%	138	115
山陰 (勝山・内日・川中・安岡・吉見)	156	77.4%	159	123
菊川	43	97.6%	42	41
豊田	84	100.0%	35	35
豊浦	90	100.0%	90	90
豊北	99	100.0%	99	99
計	823	81.5%	801	653

資料：下関市社会福祉協議会(令和4年(2022年)5月1日現在)

(4) 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)は、地域性に応じた地域住民の創意と工夫による福祉活動を推進するための仕組みとして、概ね自治連合会の区域ごとに設置されています。

住民相互のふれあい・交流、地域生活の支援、福祉の心の育成、担い手の育成、地域課題の解決等の活動を行っています。

令和3年度(2021年度)末現在65地区に設置されています。

図表2-32 地域別地区社協設置数

区分	本庁	彦島	山陽※1	山陰※2	菊川	豊田	豊浦	豊北	計
設置数	27	5	7	9	—	5	5	7	65

※1：長府・王司・清末・小月・王喜・吉田 ※2：勝山・内日・川中・安岡・吉見
資料：下関市社会福祉協議会(令和4年(2022年)3月31日現在)

第3章 第3期計画の取り組みの状況と今後の課題

1 下関市の主な取り組みと課題

(1) 「ふれあいの人づくり」の取り組みと課題

ア 主な取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度(2019年度)以降、利用者数や参加者数等が減少している取り組みが多くなっています。

- 高齢者の活動の場として老人憩の家・ふれあいプラザを設置しており、利用者数は平成30年度(2018年度)までは増加傾向にありました。

図表3-1 老人憩の家・ふれあいプラザ利用者数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
利用者数	人	63,708	63,805	59,700	44,073	38,695

資料:長寿支援課・菊川総合支所市民生活課

- 障害のある人の体力の向上を図り、交流の機会を提供するため、スポーツ大会やスポーツ教室を開催しており、参加者数は、平成29年度(2017年度)、平成30年度(2018年度)は6,000人台でしたが、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けています。

図表3-2 障害者スポーツ大会等参加者数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
参加者数	人	6,449	6,440	5,235	711	1,142

資料:障害者支援課

- 子育て支援機能を中心とした、次代を担う子どもたちを多世代で育むための次世代育成支援拠点施設「ふくふくこども館」を設置しており、来館者数は、平成29年度(2017年度)、平成30年度(2018年度)は約20万人でしたが、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けています。

図表3-3 次世代育成支援拠点施設来館者数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
来館者数	人	203,865	197,161	166,115	69,746	57,830

資料:子育て政策課

- 地域の人との交流を深め、子ども達に幅広い活動の機会を提供することを目的として様々な講座を実施しました。

図表3-4 地域ふれあい活動参加者数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
参加者数	人	6,973	6,597	5,373	1,702	2,273

資料:生涯学習課

- まちづくり協議会や自治会、地域コミュニティ組織によるコミュニティ活動の活性化を図るため、補助を実施しました。

図表3-5 まちづくり協議会及び自治会、市民活動団体に対する補助実績

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
補助額	千円	96,234	70,589	67,995	63,942	60,849

資料:まちづくり政策課

- 地域福祉やボランティア活動に関する出前講座等において福祉教育を行っていましたが、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けています。

図表3-6 福祉教育に関する講座開催・広報回数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
講座開催回数・広報回数	回	10	11	3	0	0

資料:福祉政策課

- 認知症に関する正しい知識の普及啓発を図り、認知症の人やその家族のよき理解者となる認知症サポーターを養成しました。
- 認知症サポーターを養成するための講座の講師となる、キャラバンメイトを養成しました。
- 認知症サポーター養成講座修了者を対象に、地域で活動するオレンジボランティアの活動を支援しました。

図表3-7 キャラバンメイト・認知症サポーター・オレンジボランティアの養成

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
キャラバンメイト登録者数	人	234	274	284	266	256
認知症サポーター数	人	19,313	21,228	22,672	23,512	24,435
オレンジボランティア数	人	48	77	81	79	60

資料:健康推進課

- 手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者の養成講習を実施し、受講者数は令和元年度（2019年度）までは増加傾向にありました。また、手話は言語であるという認識に基づき、手話ろう者に対する理解の促進、手話の普及、手話を使用しやすい環境づくりを進めるため、下関市手話言語条例を令和3年（2021年）4月に施行しました。

図表3-8 手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者の養成講習の実施

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
養成講習受講者数	人	26	28	31	6	28

資料：障害者支援課

イ 市民意識調査・団体等調査の結果（主なもの）

- 近所付き合いの必要性を感じている人や身近な地域での交流機会や参加したい活動を回答する人が多くいますが、近所の人と深い付き合いがない人も多い状況です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、近所と深く付き合うことができなくなったと回答した人の割合が15.7%となっています。
- 誰もが安心して暮らすことができる福祉の充実したまちをつくっていくために、「行政も住民も協力し合い、ともに問題に取り組むべきである」と回答した人の割合は50%となっています。
- 地域で活動する団体等の多くが、活動をする上での課題として人材不足をあげています。

ウ 今後の課題

- 地域の人と人がつながるきっかけとなる場づくりや、そのような場や活動に参加しやすい環境や参加につなげる体制づくりが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染防止策を踏まえて、出会いの場や活動を継続できる体制づくりが必要です。
- 多くの市民が地域で支援が必要な人や孤立が懸念される人等への理解を深め、助け合いの必要性を認識することができるよう、これまでの取り組みを踏まえてより効果的な啓発や学習等を行う必要があります。
- 今後、更なる人口減少、高齢化の進展が見込まれる中、地域福祉の担い手となる人を育てるため、地域の活動につなげる機会づくり、支援するための技術や活動を進めるための能力を身に付ける学習の機会等が必要です。

(2) 「ささえあいの輪づくり」の取り組みと課題

ア 主な取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度(2019年度)以降、実施回数等が減少している取り組みがあります。

- 高齢者の重層的なセーフティーネットを確立するため、地域住民とかかわりを持つ事業者、地域住民、地域の関係機関等と連携を図った見守り環境を整備しています。

図表3-9 高齢者見守り隊の登録事業者数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
登録事業者数	事業者	123	124	158	155	156

資料:長寿支援課(各年度3月31日現在)

- 民生委員・児童委員が、担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを把握し、援助を必要とする人の見守りや訪問活動を行い、訪問延回数は令和元年度(2019年度)までは増加傾向にありました。

図表3-10 民生委員・児童委員の訪問活動

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
延回数	回	78,504	80,559	81,434	68,004	65,882

資料:福祉政策課

- 新任民生委員・児童委員研修会において個人情報保護について研修を行いました。

図表3-11 個人情報保護に関する啓発、研修の参加延べ人数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
延人数	人	27	54	65	0	27

資料:福祉政策課

- しものせき市民活動センター等を拠点とした市民活動の場づくりを支援し、利用者数は令和元年度(2019年度)までは増加傾向にありました。

図表3-12 市民活動センター利用者数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
利用者数	人	28,195	25,098	31,210	9,352	9,678

資料:まちづくり政策課

- 市民活動に関する情報収集や提供のため、チラシの配布や、設置(常設)、広報誌の発行(隔月)、ホームページや市民活動パネル展などを開催しました。

イ 市民意識調査・団体等調査の結果（主なもの）

- 「地域における支え合いは必要であり、今後も充実させるべきだと思う」、「地域における支え合いは、現在の自分には必要ないが、大切なことだと思う」と回答した人を合わせた割合が7割を超えています。
- 地域において「支え合いを感じられる」と回答した人の割合は約5割にとどまり、「支え合いを感じられない」と回答した人の割合が約3割となっています。
- 隣近所に困っている人があった場合に自分ができる手助けを6割以上の人が回答していますが、実際に手助けをしたことがある人は約3割となっています。
- 地域の活動やボランティア・NPO活動に参加している人、参加したいと思っている人ともに2割台と低くなっています。
- 地区社会福祉協議会、福祉員について活動内容までよく知っている人の割合は1割台、民生委員・児童委員について活動内容までよく知っている人の割合は約3割となっています。

ウ 今後の課題

- これまで、下関市、下関市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域の活動団体、事業者等の連携による地域の見守りネットワークの構築が進められてきましたが、今後、複合化・複雑化する支援ニーズに対応するために、更に連携を強化し、包括的な支援体制を構築する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、困難な状況にある人や孤立する人等を見守り、支援につなげる体制の強化を図る必要があります。
- 市民や地域の活動団体等の取り組みを更に促進するため、活動の拠点づくりや情報の収集・提供等とともに、活動団体同士のネットワークの強化を支援する必要があります。
- 民生委員・児童委員、福祉員、地区社会福祉協議会の役割について市民に周知するとともに、市民とつながる場の設定や活動しやすい環境づくりを進めることが必要です。

(3) 「あんしんの地域づくり」の取り組みと課題

ア 主な取り組み

- 市民相談所において、相談員による一般相談及び弁護士による特別相談を実施しました。

図表3-13 市民相談所における相談件数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
相談件数	件	2,472	2,729	2,678	2,528	2,725

資料：生活安全課

- 地域包括支援センターを市内12か所に設置し、高齢者やその家族に対する総合的な相談・支援の機能強化を図っており、相談件数は増加傾向にあります。

図表3-14 地域包括支援センターにおける相談件数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
相談件数	件	75,031	80,201	84,857	85,653	83,055

資料：長寿支援課

- 障害のある人の相談に対応する相談支援事業所を市内9か所に設置し、障害福祉サービスの利用支援や情報の提供、助言を行うとともに、基幹相談支援センター等機能強化事業を下関市社会福祉協議会に委託し、専門職員を配置し、相談支援事業者に対する指導・助言、人材の育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施しています。

図表3-15 相談支援事業所における相談件数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
相談件数	件	26,033	25,738	25,032	26,308	34,372

資料：障害者支援課

- 子育て支援センターを市内16か所に設置し、乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を提供するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行っています。

図表3-16 子育て支援センター箇所数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
箇所数	箇所	15	15	17	16	16

資料：子育て政策課・幼児保育課

- 下関市妊娠・子育てサポートセンターを市内9か所に設置し、妊娠期から出産、子育て期を安心して過ごすための相談対応を行っています。

図表3-17 下関市妊娠・子育てサポートセンター相談件数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
相談件数	件	698	2,298	2,225	2,385	2,205

資料:健康推進課

- 平成30年度(2018年度)にこども家庭支援拠点(一部業務委託)を設置し、0歳から18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、適切な支援につなげています。

図表3-18 こども家庭支援拠点(家庭児童相談室)相談件数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
相談件数	件	106	103	170	272	210

資料:こども家庭支援課

- 婦人相談員を2名配置し、女性にかかわる様々な悩みの相談に応じ、相談者に対して多様な支援を行っており、相談件数は増加傾向にあります。

図表3-19 婦人相談件数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
相談件数	件	219 (160)	232 (129)	248 (110)	296 (142)	364 (249)

* ()内はDVに関する相談件数

資料:福祉政策課

- 現在困窮状態にある相談者や、今後困窮状態に陥る可能性のある複合的な問題を抱える相談者に対し、就労、定着等の支援を行うとともに、必要に応じ、今後困窮に陥らないための将来を見据えた家計の問題解決についての支援を行っており、令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響により支援件数が大きく増加しています。

図表3-20 生活困窮者自立支援制度支援件数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
新規相談件数	件	496	487	623	2,986	1,555
支援実施件数	件	39	60	80	294	56

資料:福祉政策課

- 成年後見制度の利用支援及び普及啓発を行いました。また、成年後見制度等の利用者や利用を検討している人等への支援体制を整えるため、令和4年(2022年)3月に「下関市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

図表3-21 成年後見制度利用者数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
利用者数	人	-	405	408	397	407

資料:山口家庭裁判所提供データ(各年度6月27日現在)

図表3-22 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
利用者数	人	128	138	155	167	164

資料:下関市社会福祉協議会提供データ(各年度9月30日現在)

- 「第八次下関市いきいきシルバープラン(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)」に基づき、在宅での生活を支援するサービス等の充実を図りました。

図表3-23 在宅福祉サービスの実施状況

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
配食サービス	食	126,499	129,967	130,027	129,319	128,646
高齢者銭湯等利用事業	人	21,651	20,802	20,498	18,855	18,374
シルバー100	人	36,862	38,236	39,652	40,531	40,922

資料:長寿支援課

- 「下関市障害者計画・下関市障害福祉計画(第6期)・下関市障害児福祉計画(第2期)」に基づき、自立支援給付等の障害福祉サービスを提供するとともに、支援体制の充実を図りました。

図表3-24 障害福祉事業費

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
事業費	万円	588,518	592,165	594,519	606,470	616,235

資料:障害者支援課

- 「下関市子ども・子育て支援事業計画・下関市次世代育成支援行動計画・下関市ひとり親家庭等自立促進計画(“For Kids”プラン2020)」に基づき、保育の充実を図るとともに、すべての子育て家庭への支援の充実を図りました。

図表3-25 子育て支援サービス実施状況

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
通常保育	箇所	63	59	59	59	59
ホリデイ保育	箇所	3	3	3	3	3
延長保育	箇所	37	37	36	37	37
一時預かり	箇所	58	56	57	50	53
施設整備補助	件	2	1	1	0	2
障害児保育	箇所	63	59	59	59	59
病児保育 (病児・病後児型)	箇所	4	4	4	4	4
病児保育 (体調不良児対応型)	箇所	5	5	5	5	5

資料：子育て政策課・幼児保育課(各年度3月31日現在)

- 市報やホームページにおいて、福祉に関する情報提供を行いました。

図表3-26 福祉に関する情報提供

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
市報	回	30	14	16	9	12
ホームページ	回	16	14	17	15	16
配布	回	1	1	1	0	0

資料：福祉政策課

- 子育て支援アプリによる情報発信を行い、令和2年度まではダウンロード数は増加しています。

図表3-27 子育て支援アプリダウンロード数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
ダウンロード数	件	2,381	3,294	4,241	5,196	871

資料：子育て政策課

- 下関市民生児童委員協議会会長会及び地区民生児童委員協議会(27地区)に市職員が毎月出席し、下関市及び関係機関からの情報提供と情報交換を行いました。

図表3-28 民生児童委員協議会会長会及び地区定例会情報提供状況

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
延回数	回	324	324	253	224	252

資料：福祉政策課

- 自治会やまちづくり協議会等を対象とし、防災訓練・出前講座等を実施し、防災に関する知識の向上や意識の啓発、下関市の防災対策についての啓発活動を行いました。

図表3-29 防災訓練・出前講座実施回数

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
実施回数	回	26	33	44	16	21

資料:防災危機管理課

イ 市民意識調査・団体等調査の結果（主なもの）

- 下関市の現在の福祉の水準について、「進んでいる」と回答した人の割合は5.2%であり、「遅れている」と回答した人の割合が28.7%となっています。
- 地域の暮らしや福祉に関する情報について、「入手できると感じている」と回答した人の割合は37.4%、「入手できていないと感じている」と回答した人の割合が42.4%となっています。
- 地域の暮らしや福祉に関する相談体制に「満足している」と回答した人の割合は27.9%、「満足していない」と回答した人の割合が22.2%となっています。
- 成年後見制度を「知っている」と回答した人の割合は37.6%となっています。
- 災害等の緊急時に一人で「避難できない」と回答した人の割合は9.9%となっており、そのうち約3割が避難できない場合に「頼りになる人がいない」と回答しています。

ウ 今後の課題

- 社会経済情勢の変化により、福祉課題は複合化・複雑化するとともに、社会的孤立、制度の狭間なども課題となっており、適切に必要な支援につなげるためには相談体制の機能強化とともに、介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の各相談支援において、まずは、本人・世帯の属性にかかわらず受け止め、次に、必要な他の相談支援とつながる体制を作ることが必要です。
- 市民や地域の関係機関・団体と連携を図り、支援を必要としている市民やそのニーズを把握する体制整備が必要です。
- 相談支援に関する情報が、本人・世帯の属性にかかわらずすべての市民に伝わるよう、SNSを利用した情報提供や、地域のネットワークを通じた身近な人から伝わる情報提供体制等、様々な方法による効果的な提供体制の整備が必要です。
- 災害時要援護者登録制度について周知を図るとともに、市民、関係機関・団体、地域の活動団体等との連携を図った災害時等の支援体制の整備が必要です。

(4) 成果指標の達成状況

第3期計画の成果を図るため、市民意識調査の回答を基に4つの成果指標を設定したところですが、目標としていた割合の上昇は、達成できていない状況です。

基本目標	指標	計画策定時の値* (平成29年(2017年))	現状値* (令和3年(2021年))
1“ふれあいの人づくり” 地域みんながふれあい、 笑顔で支え合う心を育てよう	地域の活動やボランティア・ NPO活動に参加していると回 答した人の割合	27.5%	24.3%
	地域の暮らしや福祉に関する 情報が十分に入手できると感 じている人の割合	37.8%	37.4%
2“ささえあいの輪づくり” 地域みんなが連携し、お互い に助け合える仕組みをつくらう	「地域における支え合い」を感 じることができると回答した人 の割合	51.7%	50.3%
3“あんしんの地域づくり” 地域みんなが健やかに安心 して暮らせる環境をつくらう	地域の暮らしや福祉に関する 相談体制に満足していると回 答した人の割合	29.2%	27.9%

◆基本目標1“ふれあいの人づくり”に向けた主な取り組みと指標について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度(2019年度)以降、利用者数や参加者数等が減少している取り組みが多くなっています。

市民意識調査において、地域の活動やボランティア・NPO活動に参加していると回答した人の割合を年齢別にみると、「参加している」と回答した人の割合は、18～39歳では7.8%と低く、参加していない理由として、「時間がないから」(55.1%)に続いて、「活動の内容や方法がわからないから」と回答した人の割合が40.9%となっています。

若い世代が活動に参加しやすい環境づくりや情報提供の充実を図る必要があります。

◆基本目標2“ささえあいの輪づくり”に向けた主な取り組みと指標について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度(2019年度)以降、実施回数等が減少している取り組みがあります。

市民意識調査において、「支え合いを感じられる」と回答した人の割合は、75歳以上で65.5%となっていますが、18～39歳では33.5%と低くなっています。

しかし、18～39歳においても6割以上の方が、「隣近所の人にできる手助け」を回答しており、困難な状況にある人や孤立する人等を見守り、支援につなげる体制の強化を図るとともに、若い人が参加できる環境づくりを進めることが必要です。

◆基本目標3“あんしんの地域づくり”に向けた主な取り組みと指標について

各相談件数は増加傾向にあります。

市民意識調査において、福祉等に関する相談体制について、「満足していない」人の割合は22.2%であり、「満足していない層」では、相談窓口を知っている人の割合が低くなっていました。

今後も各相談支援において、本人・世帯の属性にかかわらず受け止め、次に、必要な他の相談支援とつながる体制づくりを進めるとともに、相談窓口を周知する必要があります。

2 下関市社会福祉協議会の主な取り組みと評価

(1) 主な取り組み

平成30年度（2018年度）

地域住民や関係機関、下関市との連携・協働を強化しながら第3期計画を着実に推進するとともに、下関市と共催による地区説明会を市内9会場で開催し、第3期計画の普及啓発を図りました。地区説明会においては、全市で重点的に取り組む共通の課題とともに、地域別の課題について理解を深めました。

また、住民相互のふれあいの場の創出や地域生活を支え合う仕組みづくり等について地域別に具体的に提案することで、住民主体による地域福祉活動の推進に向けた機運の醸成を図り、本計画に対する関心を高めることができました。

このほか社会福祉法改正を踏まえ、地域公益活動の推進を目的とした市内社会福祉法人の連携組織が、各事業所に「誰もが安心して」暮らしていけるための相談窓口を設置しました。下関市社会福祉協議会はこれらの団体と参加する社会福祉法人等と更なる連携・協働を行うことで、「あんしんの地域づくり」に取り組むことができました。



～目印の「のぼり」旗～

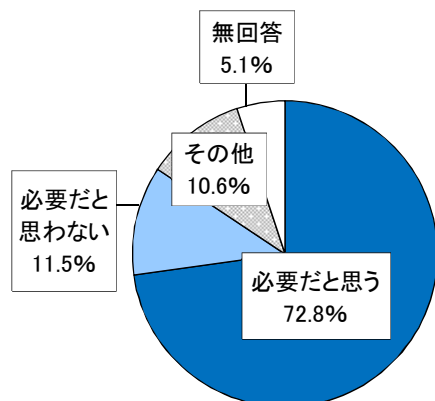
令和元年度（2019年度）

地域の特性や課題等の把握を行うために各種調査を実施し、全市共通、地域別の重点課題に掲げる福祉活動の取り組みを強化するための環境づくりを行いました。

全市共通の重点課題「(ア)自治会における福祉活動の推進」については、「自治会運営に関するアンケート調査」、「福祉員活動に関するアンケート調査」を実施するとともに、地域別の福祉員研修会の開催やふれあい・いきいきサロン活動の支援、小地域福祉推進会議の開催等を継続的に行いました。

また、民生児童委員と福祉員の連携強化を図るための情報交換会を実施、福祉員の情報共有や育成を目的とした福祉員の組織化について協議を重ねました。

図表 3-29 福祉員同士の情報交換の場の必要性



資料：福祉員活動に関するアンケート調査



～情報共有や育成を目的とした
圏域別福祉員研修会の開催～

「(イ)地区社協活動の推進」については、「地区社協実態調査」を実施し、地区社協への支援に取り組みました。

加えて地区社協活動の情報共有を図るため、「地区社協交流会」を主催し、地区社協が抱える課題整理を行いました。

「(ウ)ボランティア・地域福祉活動リーダー等の養成及び地域福祉関係者等のネットワークづくり」については、「企業等の社会貢献活動に関するアンケート調査」を実施し、新たな社会資源の把握に努めるとともに、ボランティアメールマガジンの配信開始、学校や企業向けのボランティア活動啓発ツールの作成等を行いました。

また、住民相互の支援事業である有償サービス事業の協力員増強に向けた講座の実施、第3期計画の充実した取り組みとするための「暮らしと福祉に関するアンケート調査」等を実施しました。

下関市社会福祉協議会は下関市の要請によって災害ボランティアセンター運営を担うこととなっているため、近年増加している災害に対する体制づくりに取り組みました。「地域の防犯・防災体制づくり」として、関係団体との災害時の協力体制を確認する協定締結を進めるなど、災害ボランティアセンター運営マニュアルの周知と関係機関相互の連携体制の構築について、継続して協議しています。



～「地区社協交流会」の開催～



～災害時の協力体制協定締結～

令和2年度（2020年度）

第3期計画の取り組み内容の点検、進捗状況の確認、成果の評価、課題の把握等を行うことを目的に、「中間評価」を実施しました。各部所や事業担当者が重点課題及び43の活動項目について評価シートを作成する過程を通して今後優先的に取り組まなければならない事業を確認し、事業計画に反映させる契機としました。

令和3年度（2021年度）

令和2年度に実施した「中間評価」に基づいて、自治会活動や地区社協活動の推進とボランティア及び地域福祉活動のリーダー養成等に取り組みました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一部計画通りに実施できない事業がありました。



～「ボランティア入門講座」の開催～

その一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による社会活動の制限によって、基本目標である「ふれあいの人づくり」の取り組みとして、「居場所づくり」や「仲間づくり」が一層重要となりました。そのため、重点課題であった「ボランティア・地域福祉活動リーダー等の養成」を踏まえて、「ふれあい・いきいきサロン」活動の支援充実やボランティア活動のきっかけづくりとしての入門講座等を開催しました。

(2) 中間評価結果からの今後の取り組みの方向性（全市共通重点課題）

(ア) 自治会における福祉活動の推進

顔の見える関係で日常的な助け合い活動などの取り組みが期待される一方で、加入者の減少や役員の人材不足などの課題を抱える自治会に積極的に働きかけるとともに、引き続き福祉員の設置促進、自治会福祉部の設置促進に取り組みます。

また、「自治会運営に関するアンケート調査」、「福祉員活動に関するアンケート調査」の結果を基に、自治会や福祉員への支援を行います。

(イ) 地区社協活動の推進

「地区社協実態調査」の結果を基に、地区社協への支援を行います。

また、助成による支援と共同募金運動を関連付けて推進するとともに、地区社協区域で地域課題の把握と不足する社会資源の開発を目的とした「支え合い推進会議」の開催を推進します。



～「支え合い推進会議」の開催～

(ウ) ボランティア・地域福祉活動リーダー等の養成及び地域福祉関係者等のネットワークづくり

ボランティア団体等が主催する養成講座等の開催を支援するとともに、新たな地域ニーズに応じた養成講座のメニューを検討します。

また、ネットワークづくりに関係した情報発信のため、ICT活用や人材づくりを担当する職員を配置するなどのボランティア人材育成や災害時の支援体制づくりに取り組みます。

さらに、支え合い推進会議や行事等の開催によるネットワークづくりを推進します。



～「スマホ養成講座」の開催支援～

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画においては、下関市のまちづくりの基本指針である「第2次下関市総合計画」の保健・医療・福祉分野の将来像である「人と人が支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち」を基本理念とし、人と人とのつながりを大切にして地域みんなが支え合う地域福祉を推進します。

また、地域の特性を踏まえた地域福祉の推進を、地域資源の有効活用や地域の活性化につなげることにより、子ども、若者、子育て世代から高齢者まで、すべての市民が暮らし続けたいと思う「下関市」、子どもに住んでほしいと思う「下関市」を目指します。

基本理念

**人と人が支え合う
誰もが健やかで笑顔があふれるまち**

2 基本目標

計画の基本理念を実現するため、第3期計画を踏襲し3つの基本目標を設定します。

基本目標 1

ふれあいの人づくり

地域みんながふれあい、笑顔で支え合う心を育てよう

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域への愛着と、人と人とのつながりを大切にする意識、自分自身が地域の課題を解決するという自覚をもち、主体的に活動に取り組むことが重要です。

また、下関市の将来を築いていく若い世代から、様々な経験を重ねている高齢者まで、すべての市民が地域福祉の担い手として活躍することが重要です。

市民がふれあい、お互いを支え合う心を育むため、市民同士が交流を深めたり、活躍できたりする居場所や機会づくりを推進します。

また、市民一人ひとりの地域福祉への理解を深め、地域の福祉課題・生活課題を解決するための行動を促すための啓発、学習機会の充実を図ります。

基本目標 2

ささえあいの輪づくり

地域みんなが連携し、お互いに助け合える仕組みをつくろう

社会経済情勢の変化に伴い、個人や家庭の中で複数の課題を抱えるなど、地域の福祉課題が複合化・複雑化している状況から、市民や地域の様々な主体がつながり、その課題解決に取り組むことが重要です。

困難な状況にある市民が、周囲から孤立することなく、必要な福祉サービスや支援を受けることができるよう、市民、地域の活動団体、民生委員・児童委員、事業者、社会福祉協議会、市が連携を図り、地域で見守り、支え合うネットワークづくりを推進します。

また、地域の課題を解決する市民の活動を促すための環境づくりを推進します。

基本目標 3

あんしんの地域づくり

地域みんなが健やかに安心して暮らせる環境をつくろう

すべての市民が、健康で、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、支援を必要とする市民が、必要な福祉サービスを適切に受けられる体制が必要です。

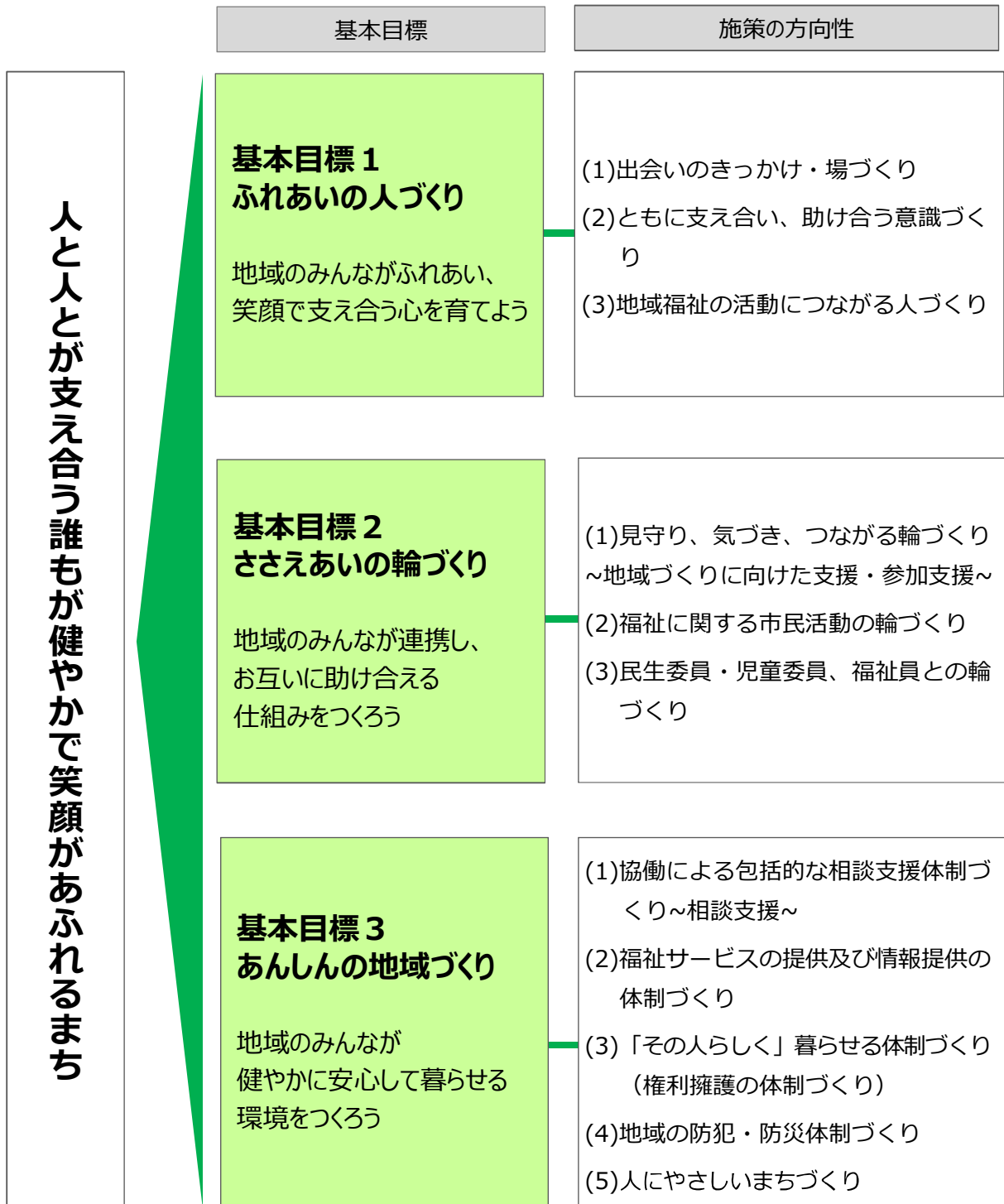
複合・複雑化した地域生活課題に対応するため、包括的な相談体制づくりを推進します。

また、子ども、高齢者、障害のある人等の各福祉分野のサービスの充実を図るとともに、必要な福祉サービスが適切に提供されるよう、福祉サービスを必要とする市民の把握、権利擁護、情報提供の体制の充実強化を図ります。

さらに、市民が安心して生活できるよう、災害時の要援護者の支援体制の整備を進め、地域の防災体制等の充実を図るとともに、誰もが暮らしやすく活動しやすい、人にやさしいまちづくりを推進します。

3 計画の体系

市民、地域、市、社会福祉協議会が一体となって「人と人が支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち」の実現を目指し、下記の体系に沿って地域福祉を推進します。



第5章 計画の取り組み

1 基本目標1 “ふれあいの人づくり”

地域みんながふれあい、笑顔で支え合う心を育てよう

(1) 出会いのきっかけ・場づくり

課題と今後の方向性

地域福祉の活動において、地域における人と人とのつながりは非常に重要ですが、人口構造や家族形態の変化、デジタル化の進展等による社会経済状況の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の間関係の希薄化が更に進んでいます。

市民意識調査の結果では、近所の人と深い付き合いをしていない人の割合が高くなっていますが、近所付き合いの必要性を感じる人の割合は高く、深い付き合いがない人においても身近な地域での活動への参加意向がある人がいます。また、新型コロナウイルス感染症の影響によって、近所の人と助け合うなどの深い付き合いができなくなったり、少なくなったりした人がいます。

団体等調査の結果では、地域の課題として、「地域のつながりの希薄化」を挙げた割合が4割となっています。

一方、地域懇話会では、挨拶や声掛け、地域の人と人が知り合おう活動の重要性とともに、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が継続できない問題が意見として挙がっています。



- 地域の人が気軽に集うことができる身近な場や行事の充実とともに、新型コロナウイルス感染症の影響下においても継続できる体制づくりが必要です。
- 集いの場に参加するきっかけづくりや、参加しやすい環境づくりが必要です。
- 交流機会、交流場所等の情報提供の充実を図る必要があります。

市の取り組み

«基本目標 1 “ふれあいの人づくり” (1) 出会いのきっかけ・場づくり»

取り組み	内 容
多様な交流の場づくりの推進	<p>高齢者、障害のある人、子育て家庭等、地域の誰もが気軽に参加できる身近な集いの場づくりを推進します。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の感染防止策を踏まえて、出会いの場や活動を継続できる体制づくりを推進します。</p>
高齢者・障害のある人の社会参加促進	<p>高齢者、障害のある人が地域の構成員の一人として、能力や意欲を活かし、地域の様々な活動へ参加することを促進します。</p>
地域関連団体が実施する交流のきっかけ・場づくりへの支援	<p>地域関連団体が取り組む交流のきっかけや場づくりの活動を支援するとともに、活動への理解や行事への参加を促進します。</p>
参加の場・機会の情報提供の充実	<p>下関市が実施する福祉関係の交流の機会、集いの場の情報を収集し、提供します。</p>

下関市社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画の内容）

«基本目標 1 “ふれあいの人づくり” (1) 出会いのきっかけ・場づくり»

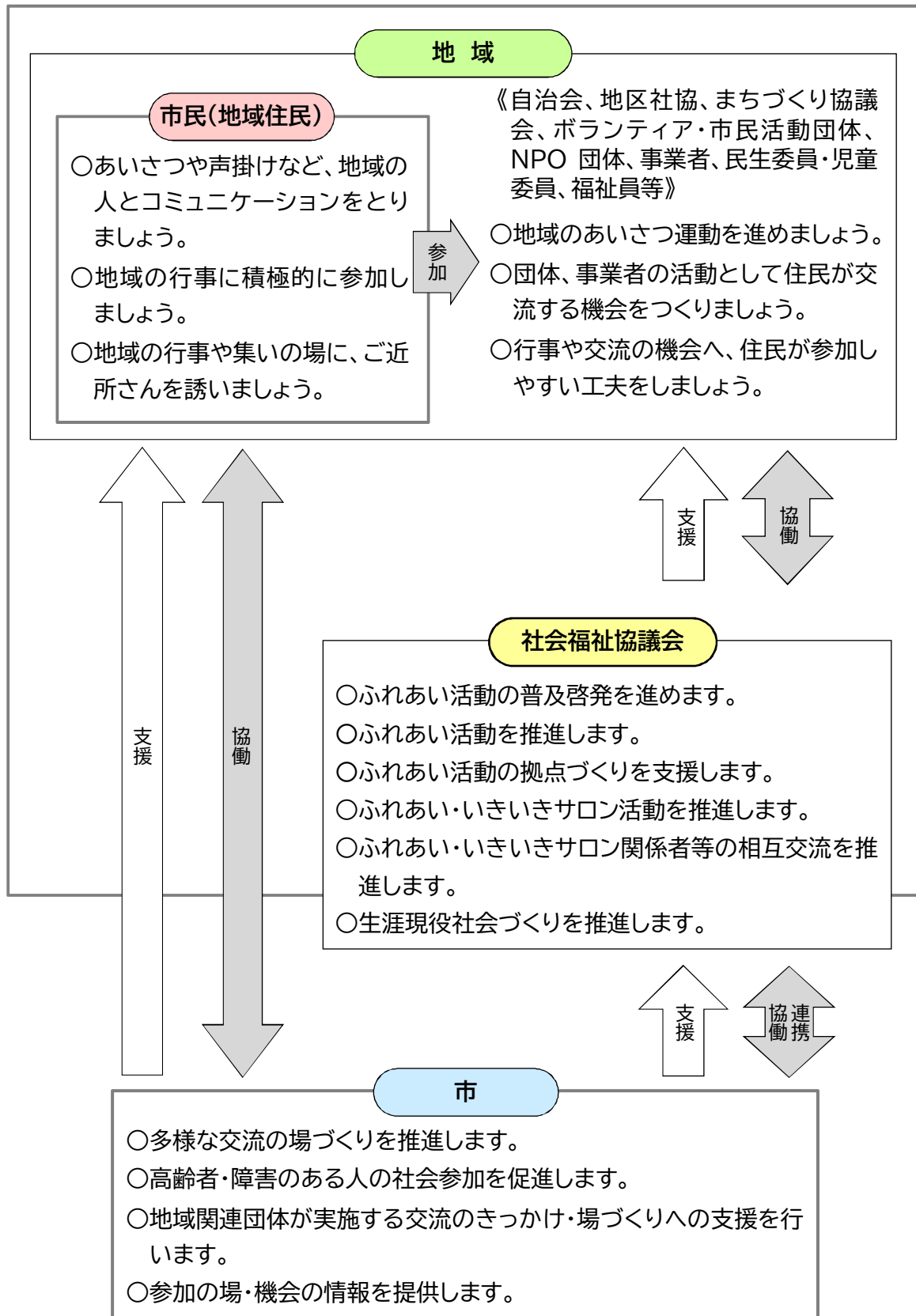
【活動項目】

ア ふれあい活動の普及啓発	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社協だよりによる普及啓発 ➢ ホームページによる啓発 ➢ セミナー等における啓発 ➢ 住民組織による啓発活動支援 ➢ 自治会や近所の人と知り合うきっかけづくり 	<p>ふれあい活動に対する一層の理解促進と、ふれあい活動への積極的な参加を促すために、ふれあい活動の意義や地域で取り組むふれあい活動の情報について普及啓発を図ります。</p> <p>「社協だより」やホームページを活用して、「ふれあい活動」に関する活動紹介やセミナー等を開催し、より多くの地域住民への活動周知に取り組みます。</p> <p>具体的には、既存の住民組織等が自ら取り組みができるよう啓発を図り、自治会や近所の人と知り合うきっかけづくりを支援します。</p>
イ ふれあい活動の推進	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治会や近所の人と知り合うきっかけづくり ➢ 団体運営活動に関する相談支援 ➢ 助成事業による支援 	<p>地域住民が気軽に集い、様々な機会を通じて、相互にふれあい、交流できる場づくりを進めます。</p> <p>交流を図るための事業のメニュー化や事業実施に関する相談支援体制を構築します。</p> <p>また、活動拠点に関する課題を把握するため、情報整理に取り組みます。</p>
ウ ふれあい活動の拠点づくり	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 活動方法の相談支援 ➢ 活動拠点確保の支援 	<p>地域住民が気軽に集い、利用することのできる交流拠点を充実する取り組みを進めます。</p> <p>地域にある「空き家」の把握と活動のための拠点とのマッチングや民間助成制度紹介等による活動方法の相談支援等に取り組むことで、交流拠点の充実を図ります。</p>

エ ふれあい・いきいきサロン活動の推進	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社協だよりによる普及啓発 ➤ 団体立ち上げ等に関する相談支援 ➤ 団体運営活動に関する相談支援 ➤ 貸出備品等の整備 ➤ 助成事業による支援 	<p>子育て世帯や高齢者、障害のある人等をはじめ、誰もが参加できる相互の出会い、仲間づくりの場として、ふれあい・いきいきサロン活動の推進を図ります。</p> <p>ふれあい・いきいきサロン運営の支援、遊具や必要備品を整備し、貸出体制を充実させ、誰もが参加できるふれあい・いきいきサロンの支援に取り組めます。</p> <p>また、ふれあい・いきいきサロン活動推進のため、立ち上げ等について、相談支援や助成を検討し、地域での活動のきっかけづくりに取り組めます。</p>
オ ふれあい・いきいきサロン関係者等の相互交流の推進	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ リーダーや関係者の交流会等の開催 ➤ 活動拠点確保の支援 	<p>ふれあい・いきいきサロン活動関係者の交流や情報交換を図る場づくりを進めます。</p> <p>ふれあい・いきいきサロンに参加する関係者を対象として、定期的に相互交流や情報交換に取り組めます。</p> <p>また、活動拠点確保についての情報整理と支援に取り組めます。</p>
カ 生涯現役社会づくりの推進	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社協だよりによる普及啓発 	<p>生涯現役社会づくりを進めます。</p> <p>社協だより等において、事例の紹介や施策等の情報提供を行います。</p>

市民（地域住民）・地域・社会福祉協議会・市の役割

《基本目標 1 “ふれあいの人づくり” (1) 出会いのきっかけ・場づくり》



(2) ともに支え合い、助け合う意識づくり

課題と今後の方向性

地域における支え合い、助け合いを進めていくためには、市民一人ひとりが地域福祉について理解を深め、支援が必要な人、孤立が懸念される人、生きづらさを抱える人等の視点に立ち、地域における生活課題を自分のこととして捉える気持ちが大切です。

市民意識調査の結果では、支え合いが必要であると考える人の割合は7割を超え、若い世代においても高くなっています。

また、地域における支え合いに必要な条件として「住民の理解と協力」と回答した人の割合が5割を超えています。

しかし、地域懇話会では、若い世代の地域への関心のなさや、地域活動へ参加を促すことの難しさが課題として挙がっています。



- すべての年齢層を対象とし、地域福祉の推進に関する理解を深めるための啓発や学習機会の充実を図る必要があります。
- 子どものころから、思いやりの気持ちや地域で支え合うことの大切さを学ぶことが重要です。

今後の取り組み

市の取り組み

«基本目標 1 “ふれあいの人づくり” (2) ともに支え合い、助け合う意識づくり»

取り組み	内 容
地域福祉に関する啓発・広報活動の推進	市広報紙、ホームページ、SNS及びパンフレット等の各種広報媒体を活用し、地域福祉に関する啓発・広報活動を推進します。
福祉教育の推進	地域福祉やボランティア活動に関する出前講座の実施等により、福祉教育を推進します。また、下関市社会福祉協議会等が行う福祉教育に関する情報を市民へ提供します。
地域で孤立が懸念される人への市民の理解の促進	支援が必要な人や地域で孤立が懸念される人の状況等について市民の理解を深めるため、正しい知識の普及啓発を行います。

下関市社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画の内容）

《基本目標 1 “ふれあいの人づくり” (2) とともに支え合い、助け合う意識づくり》

【活動項目】

ア 地域福祉活動の普及啓発	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社協だよりによる普及啓発 ➤ ホームページによる啓発 ➤ メディアを活用した広報 ➤ 相談機関の周知 ➤ 情報発信の方法検討 ➤ 情報発信の仕組みづくり ➤ 調査の実施 ➤ 受付担当窓口設置の働きかけ ➤ 福祉イベントの開催 ➤ 地区社協活動の推進 	<p>地域福祉の推進や社協活動に対する一層の理解促進と地域福祉活動への参加協力を促すために、地域福祉活動の意義や社協活動について普及啓発を図ります。</p> <p>具体的には、社協だよりやホームページを活用し、情報提供します。また、普及啓発に必要な新たな情報発信ツール等を検討し、地域の隅々まで情報が提供できる環境づくりに取り組みます。</p> <p>加えて、地区社協等が企画実施するイベント等で普及啓発の支援に取り組むとともに、自治会内等における地域福祉を考える部署や担当者の設置に向けて、理解促進を図ります。</p>
イ 社会福祉に関する意識啓発	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 福祉に関する大会等の実施 ➤ セミナー等における啓発 ➤ 助成事業による支援 	<p>社会福祉に対する一層の意識を醸成するために、社会福祉に関する普及啓発を図ります。</p> <p>具体的には、福祉に関する大会やセミナー等を開催します。地域社会の課題である「ヤングケアラー*」や「8050問題*」等の考え方についての意識の醸成に努めます。</p>
ウ 福祉教育の普及啓発	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社協だよりによる普及啓発 ➤ ホームページによる啓発 ➤ セミナー等における啓発 ➤ 講座等の開催 	<p>福祉教育に対する一層の理解促進と福祉教育の推進への参加協力を促すために、福祉教育の理念や意義等について普及啓発を図ります。</p> <p>社協だよりやホームページを活用して、福祉教育に関する取り組み事例等を伝え、情報発信に努めます。</p>

エ 福祉教育の推進と福祉教育サポーターの養成

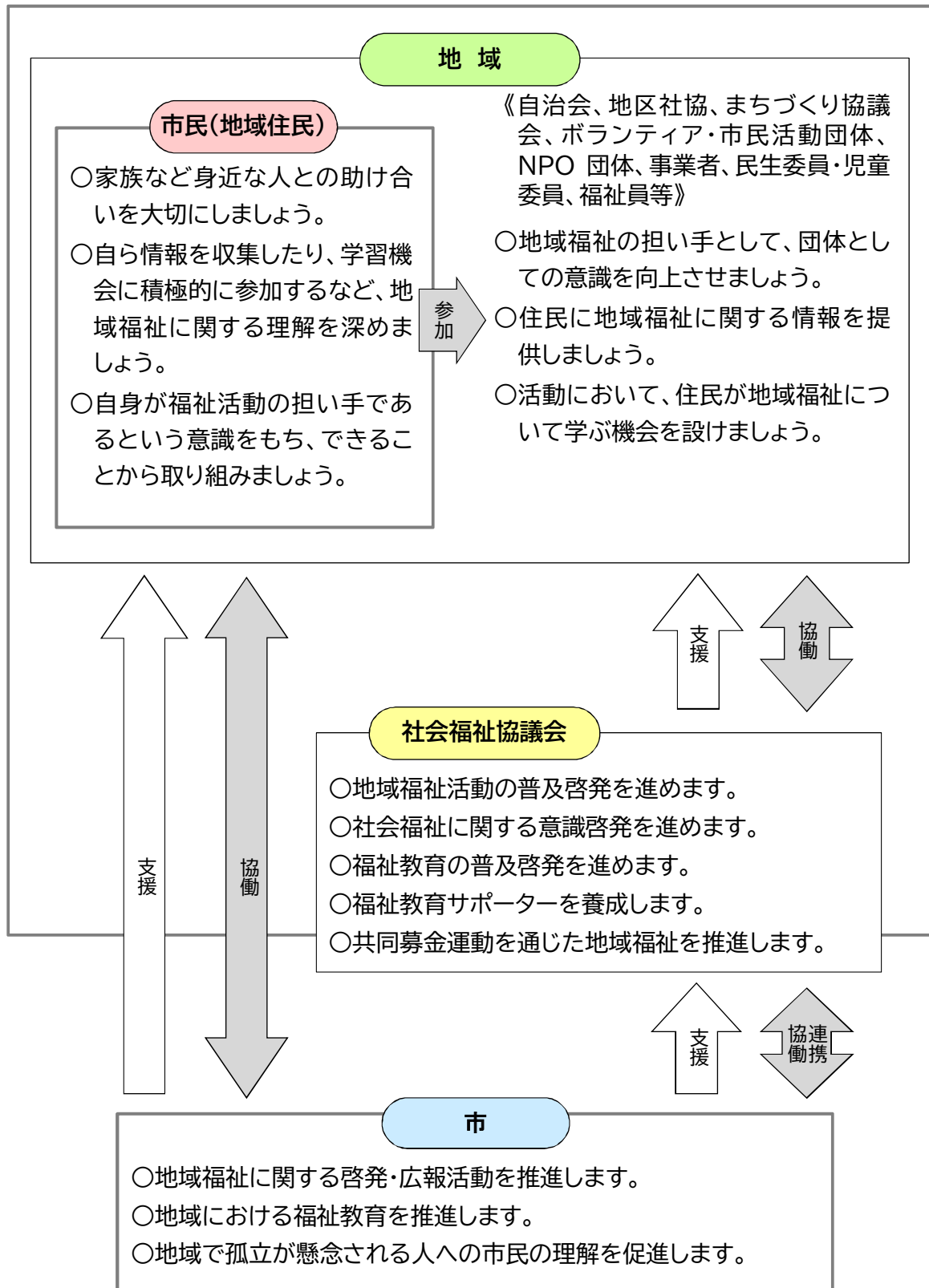
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業実施に係る体制づくり ➤ 関係機関の連携強化 ➤ 助成事業による支援 ➤ 人材育成に関する支援 ➤ 研修会等の開催 ➤ 情報発信の仕組みづくり 	<p>より多くの人々に福祉教育への理解を促進するため、児童生徒、地区社協、当事者組織、学校、福祉施設等の協働による事業を実施します。</p> <p>また、福祉教育に関する事業実施体制を構築するため、教育機関等との連携強化や地域における福祉教育に携わる人材育成などを推進します。</p> <p>具体的には、「福祉教育サポーター」育成に関する研修や人材を派遣できる仕組みづくりに取り組みます。</p>

オ 共同募金運動を通じた地域福祉の推進

取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 共同募金運動の理解促進 ➤ 助成事業による支援 	<p>共同募金運動を通じて、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する」仕組みの理解促進に努めます。</p> <p>地域福祉の普及啓発の一環として、地域における「赤い羽根共同募金運動」の理解を促進し、募金協力を要請すると同時に、共同募金運動を財源とした住民組織による地域福祉活動を支援する仕組みを構築し、地域の福祉力が醸成できる循環した地域づくりに取り組みます。</p>

市民（地域住民）・地域・社会福祉協議会・市の役割

《基本目標 1 “ふれあいの人づくり” (2) とともに支え合い、助け合う意識づくり》



(3) 地域福祉の活動につながる人づくり

課題と今後の方向性

地域における支え合い、助け合いを進めていくためには、その活動の担い手の確保が重要ですが、人口減少、少子高齢化の進行、市民のライフスタイルの変化等により、地域の活動団体等では担い手の高齢化や新規の担い手が確保できないこと、リーダーとなる人材の不足等の問題が挙がっています。

一方、市民意識調査の結果では、地域の活動やボランティア・NPO活動への参加意向がある人の割合は2割台ですが、隣近所の人にできる手助けとして「見守りや安否確認の声かけ」や「話し相手・相談相手」等を挙げた人の割合は6割を超えています。また、地域の活動やボランティア・NPO活動へ参加していない理由として、「活動内容や方法がわからない」、「誘いが無い」、「活動する仲間がいない」、「特技がない」という、今後の働きかけにより活動へつなげることが可能な回答も挙がっています。



- 活動を支えるリーダーを育成する必要があります。
- 性別や年齢にかかわらず、すべての市民の参加のきっかけをつくる場や学習機会を提供する必要があります。
- 市民の地域活動や支え合い活動への参加意向を活動につなげるコーディネート機能の充実を図る必要があります。

今後の取り組み

市の取り組み

「基本目標 1 “ふれあいの人づくり” (3) 地域福祉の活動につながる人づくり」

取り組み	内容
NPO・福祉ボランティア団体等の育成・支援	下関市社会福祉協議会が実施する、地域で活動する人材の発掘及び育成を支援します。
ボランティア・市民活動に関する学習機会の情報提供	ボランティア活動や市民活動に関する学習機会の情報を収集し、提供します。
地域で様々な支援やボランティア活動を行う人材の育成	手話、要約筆記、認知症サポーター養成等の講座の充実を図るとともに、子育て支援活動の援助による担い手の資質向上を図ります。

下関市社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画の内容）

«基本目標 1 “ふれあいの人づくり” (3) 地域福祉の活動につながる人づくり»

【活動項目】

ア 地域福祉活動リーダー等の養成	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 活動方法の相談支援 ➤ 講座等の開催 ➤ 人材育成に関する支援 	<p>地域福祉活動のリーダーを発掘・養成する取り組みを進めます。</p> <p>また、地域生活を支援するための個別支援ボランティアや福祉施設等のニーズに対応するボランティアの養成に取り組みます。</p> <p>地域福祉に関する情報の発信に加えて、地域福祉活動のリーダー等養成のため、養成講座の企画開発や交流、情報交換ができる場づくりに取り組みます。</p>
イ ボランティア活動の普及啓発	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社協だよりによる普及啓発 ➤ ホームページによる啓発 ➤ セミナー等における啓発 ➤ チラシ等の作成配布 ➤ 受付担当窓口設置の働きかけ ➤ 情報発信の仕組みづくり ➤ 福祉イベントの開催 ➤ 関係機関の連携強化 	<p>地域住民のボランティア活動に対する一層の理解促進とボランティア活動への協力を促すための普及啓発を図ります。</p> <p>社協だよりやホームページ、チラシ等を作成し、ボランティア活動の状況を伝えます。</p> <p>また、情報発信の仕組みづくりや相談支援体制を構築するため、専任のボランティアコーディネーターを配置し、更なる普及啓発に取り組みます。</p> <p>更に地域における活動を活性化するため、企業等の社会貢献活動の実態把握に努め、社会貢献活動に取り組む企業等との連携強化に努めます。</p>

ウ ボランティア活動の支援体制の充実強化

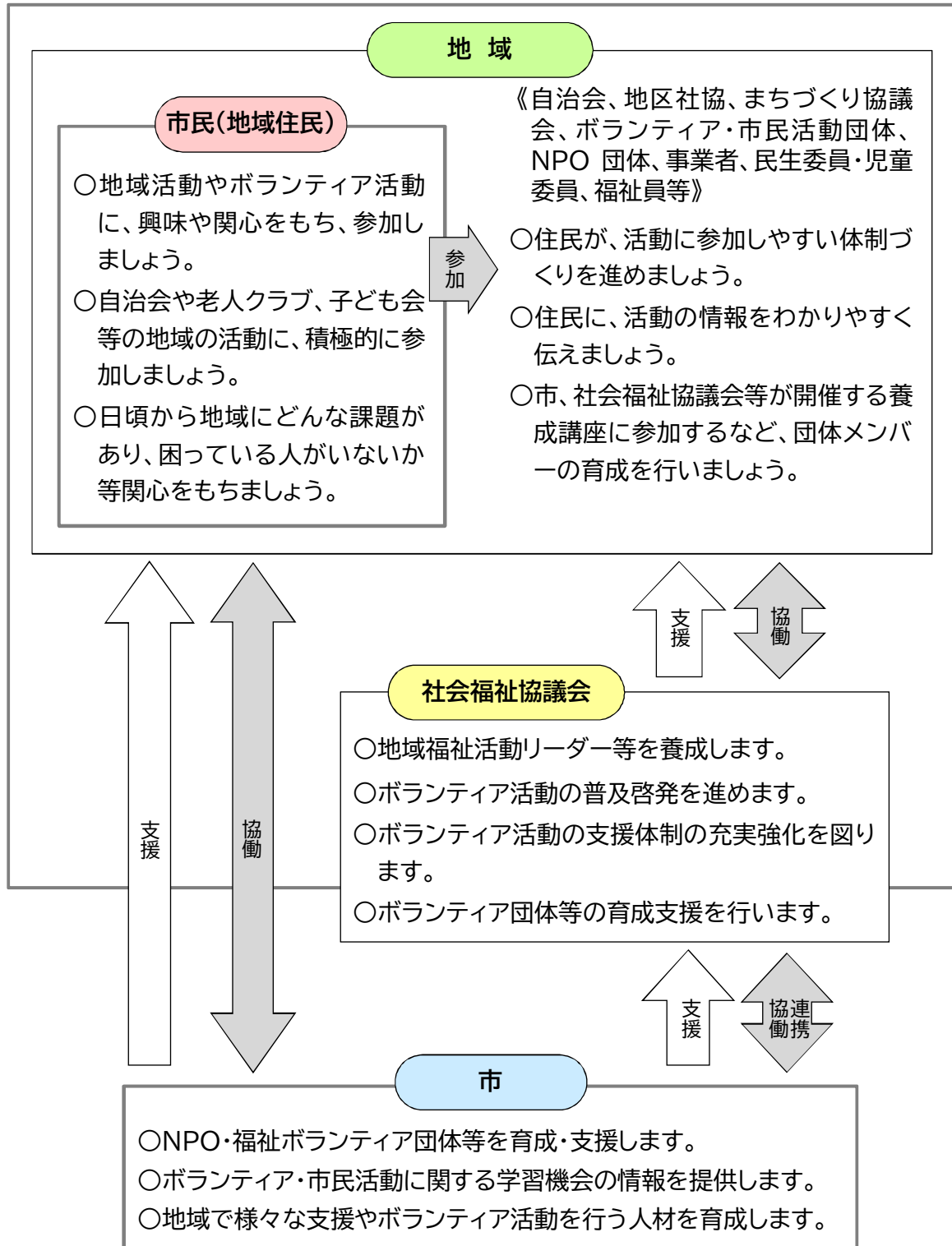
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 下関市ボランティアセンターの機能強化 ➤ 情報発信の仕組みづくり ➤ 活動補償に関する相談支援 ➤ 調査の実施 ➤ 活動拠点確保の支援 ➤ 貸出備品等の整備 ➤ 関係機関の連携強化 ➤ 福祉イベントの開催 	<p>下関市ボランティアセンターの運営を充実させ、ボランティア団体等の活動を支援する体制の充実を図ります。</p> <p>専任のボランティアコーディネーターを設置し、下関市ボランティアセンターの機能強化を図ります。</p> <p>また、ボランティア活動の保険手続きや情報発信の仕組みづくり、ボランティアに関するニーズ調査に取り組めます。</p> <p>更に市民活動センターとの連携を強化し、人材育成等に取り組めます。</p>

エ ボランティア団体等の育成支援

取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 活動方法の相談支援 ➤ 活動拠点確保の支援 ➤ 企業等社会貢献活動支援 ➤ 講座等の開催 ➤ 助成事業による支援 	<p>ボランティアやボランティア団体相互の交流及び情報交換を図るための場づくりを進めるとともに、課題を抱える団体等を支援する取り組みを強化し、ボランティア活動の推進を図ります。</p> <p>ボランティア活動の相談支援体制やボランティア派遣のマッチング機能の強化、活動拠点支援等に取り組めます。</p> <p>また、地域を巻き込んだ企業等の社会貢献活動支援にも取り組めます。</p>

市民（地域住民）・地域・社会福祉協議会・市の役割

《基本目標 1 “ふれあいの人づくり” (3) 地域福祉の活動につながる人づくり》



2 基本目標2 “ささえあいの輪づくり”

地域みんなが連携し、お互いに助け合える仕組みをつくろう

(1) 見守り、気づき、つながる輪づくり

～地域づくりに向けた支援・参加支援～

課題と今後の方向性

近年、少子高齢化や核家族化、ひとり暮らし世帯の増加、社会経済情勢の変化等により、要介護認定者や認知症の高齢者、近隣に親類や知人がいない子育て世帯、生活困窮者など、支援が必要であったり、生きづらさを抱えたりする市民が増加しています。

また、社会的孤立*などの関係性の貧困*の社会問題化やダブルケア*、8050問題*、ヤングケアラー*など、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しています。

団体等調査の結果においても、活動を通じて感じたり、気づいたりした地域の課題として、独居高齢者や認知症高齢者の支援、ひきこもりや子どもの貧困・虐待に関する理解や支援が挙げられています。

また、支援が必要な本人や家族からの相談を受けた経験として、8050問題*やヤングケアラー*の問題も挙げられています。

地域懇話会においては、自治会やまちづくり協議会、手助けをしたいという地域のグループなどで、支え合いの活動や見守り、声掛け等の活動に取り組んでいる状況が挙がっていました。



- 市民、地域の団体、事業者、民生委員・児童委員、福祉員、社会福祉協議会、市等、すべての地域の構成員が協働し、それぞれの役割や専門性、強みを活かし、補完し合い、地域福祉を推進する包括的な支援体制を整備する必要があります。
- 地域と市の情報共有を行う際には、個人情報の保護に配慮する必要があります。
- 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援が必要です。
- 支援が必要であったり、生きづらさを抱えたりする本人や世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、周囲の人や地域、社会とつなげる支援が必要です。

今後の取り組み

市の取り組み

「基本目標 2 “ささえあいの輪づくり” (1) 見守り、気づき、つながる輪づくり」

取り組み	内 容
地域の見守りネットワークづくりの促進	社会福祉協議会、自治会、地域住民、民生委員・児童委員、市等の関係者が連携し、支援を必要とする市民が適切な福祉サービスを受けることができるよう、見守りためのネットワークづくりを促進します。
見守り環境の整備	事業者、地域住民、地域の関係機関等と連携を図り、高齢者や子どもの見守り環境を整備します。
個人情報の保護	情報共有の手法や個人情報の適正な取り扱いを検討します。また、福祉情報を共有する民生委員・児童委員を対象として個人情報の保護に関する啓発、研修を行います。
地域づくりに向けた支援	地域の関係機関・団体と連携し、市民同士が出会い、参加することのできる場や居場所づくり、地域のイベントを推進するとともに、多様な活動や場と市民とをつなげる体制づくりを推進します。
参加支援の推進	既存の制度では対応できないニーズに対応するため、地域資源などを活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う体制づくりを推進します。

下関市社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画の内容）

「基本目標 2 “ささえあいの輪づくり” (1) 見守り、気づき、つながる輪づくり」

【活動項目】

ア 地区社協活動の普及啓発	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社協だよりによる普及啓発 ➤ ホームページによる啓発 ➤ セミナー等における啓発 ➤ 活動の活性化に向けた相談支援 ➤ 助成事業による支援 	<p>地区社協活動に対する一層の理解促進と地区社協活動への参加協力を促すために、地区社協活動の普及啓発を図ります。</p> <p>地区社協活動の活動事例等を社協だよりやホームページ、チラシ等で紹介し、地区社協が取り組む啓発活動の支援に取り組めます。</p>
イ 地区社協活動の充実強化	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 活動の活性化に向けた相談支援 ➤ 地区社協による小地域福祉活動計画策定の推進 ➤ 助成事業による支援 ➤ ネットワーク懇談会の開催 ➤ 人材育成に関する支援 ➤ 活動拠点確保の支援 	<p>地区社協活動の活性化や充実強化に向けた取り組みを進めます。</p> <p>より一層の地区社協活動を推進するために、地区社協活動を担う人材育成や地区社協活動の拠点の整備を推進します。</p> <p>地域性を踏まえた地区社協活動の支援や地区社協ごとの「小地域福祉活動計画」策定の理解促進、地域福祉推進に係る関係団体との連携強化のためのネットワーク懇談会の実施支援を図ります。</p>
ウ 地区社協の組織化と組織基盤の強化	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自立した組織運営に関する相談支援 ➤ 多機関との協働連携支援 ➤ 人材育成に関する支援 ➤ 関係機関の連携強化 ➤ 活動方法の相談支援 ➤ 助成事業による支援 	<p>地区社協活動の担い手の発掘養成や財源基盤を強化するための取り組みを進めます。</p> <p>地区社協の組織基盤の充実を図るため、構成員の拡充や会則の整備を推進します。</p> <p>また、地区社協活動の推進を図るために効果的な構成区域のあり方について検討します。</p> <p>地区社協未設置地区への働きかけや地区社協を構成する人材育成支援と組織運営に関する相談支援体制の構築に取り組めます。</p> <p>また、地区社協運営に関する安定した財政基盤づくりの支援を図ります。</p>

エ 自治会における福祉活動の推進	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住民組織形成の普及啓発 ➤ 福祉員活動の推進 ➤ 自治会福祉部(委員会)の設置促進 ➤ 多機関との協働連携支援 ➤ 活動の活性化に向けた相談支援 ➤ ネットワーク懇談会の開催 ➤ 助成事業による支援 ➤ 調査の実施 	<p>より多くの地域住民が、福祉活動に参加できるよう、日常生活に身近な自治会における福祉活動の推進を図ります。</p> <p>自治会における福祉活動を推進するために、市民の自治会への加入促進や自治会が抱える課題の解決を支援する取り組みを進めます。</p> <p>自治会内等における地域福祉を考える部署や担当者の設置に向けた働きかけや福祉員との関係性を整理し、地区社協、福祉員、民生委員等の情報共有ができるネットワーク懇談会の支援に取り組みます。</p>
オ 地域におけるニーズキャッチシステムづくりの推進	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自治会や近所の人と知り合うきっかけづくり ➤ 福祉員活動の推進 ➤ 自治会福祉部(委員会)の設置促進 ➤ 地区社協活動の推進 	<p>課題を抱える世帯を早期に発見し、適切な専門機関等へスムーズにつながるような、地域におけるニーズキャッチシステムづくりを進めます。</p> <p>福祉員活動の推進を図り、自治会等を中心としたネットワークの実態調査を実施、地域で福祉を考える場づくりの支援に取り組みます。</p>
カ 地域における「支え合い」機能の強化	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「お助け隊」等の仕組みづくり促進 ➤ 活動の活性化に向けた相談支援 ➤ 助成事業による支援 ➤ ネットワーク懇談会の開催 	<p>自治会、地区社協、NPO法人、社会福祉法人等により、高齢者世帯などに対する、日常的なゴミ出し、買い物、外出などの生活支援活動の推進を図ります。</p> <p>生活支援体制整備事業を活用した高齢者等の生活支援全般に関する社会資源の開発としての「お助け隊」等の設立促進、地域にある既存の社会福祉施設及び事業所等との連携を強化する取り組みを進めます。</p>

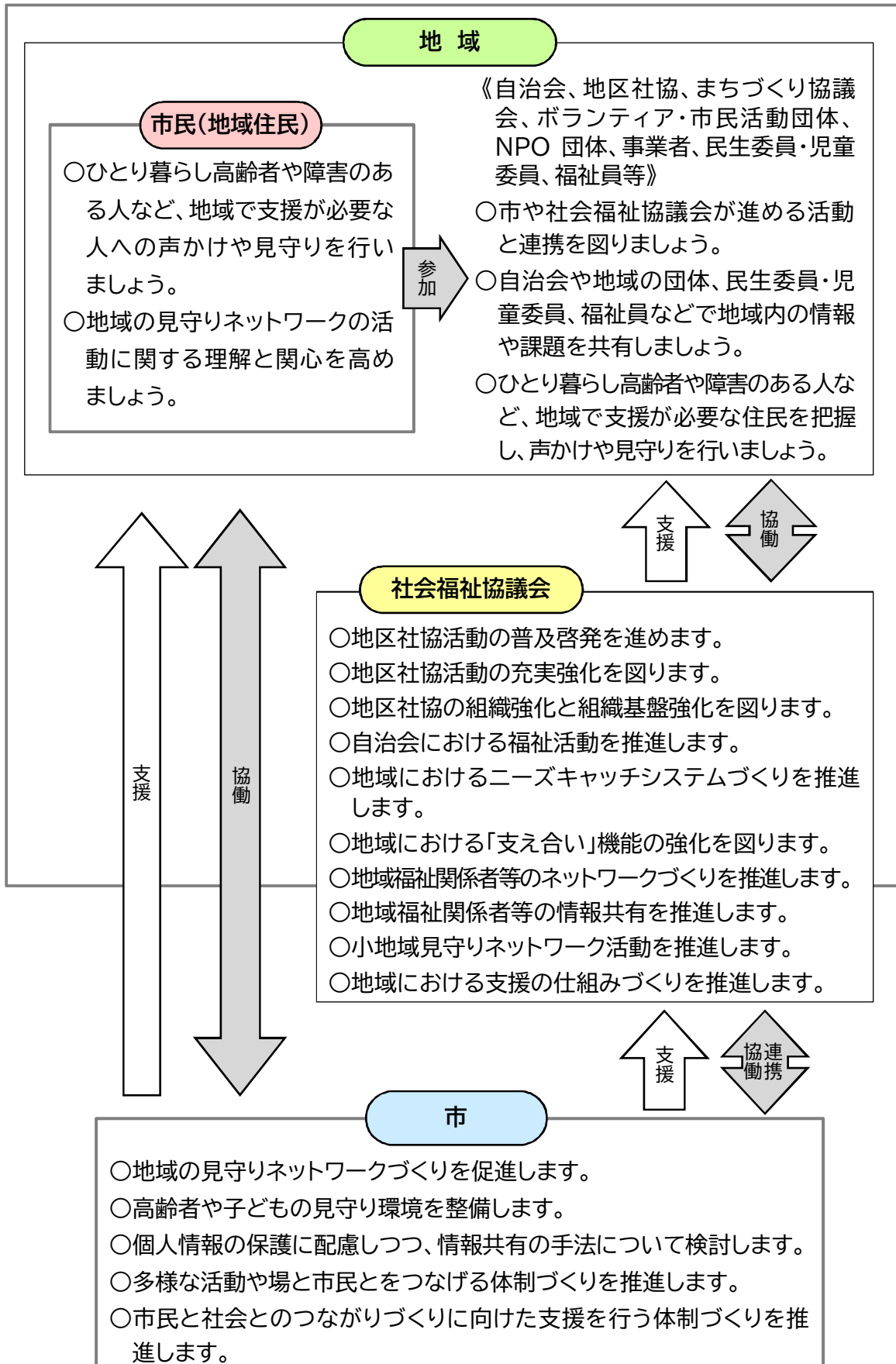
キ 地域福祉関係者等のネットワークづくり	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 活動方法の相談支援 ➤ 助成事業による支援 ➤ 関係機関の連携強化 	<p>懇談会、意見交換会など、様々な機会を活用して、自治会役員、福祉員、民生委員・児童委員、地区社協、相談関係機関、下関市社協、その他の地域福祉関係者相互の連携を強化する取り組みを進めます。</p> <p>緊急時等にスムーズに連携が図れるよう、平時から専門職等のマンパワーを有する福祉施設等と自治会や地区社協との連携を強化する取り組みを進めます。</p> <p>地区社協と福祉員、民生委員・児童委員の関係強化に取り組み、ネットワーク会議の実施や自治会と地区社協との協働した事業実施に取り組めます。</p>
ク 地域福祉関係者等の情報共有の推進	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 人材育成に関する支援 ➤ ネットワーク会議の開催 	<p>地域福祉関係者の個人情報保護法に関する正しい理解の促進を図るための取り組みを進めます。</p> <p>また、個人情報の適切な取り扱いや情報共有の在り方に関する合意形成などを促す取り組みを進め、地域福祉関係者間の連携強化を図ります。</p> <p>情報共有のための方法やネットワーク会議の進め方などをテーマにした研修の企画実施に取り組めます。</p>
ケ 小地域見守りネットワーク活動の推進	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 小地域見守りネットワーク活動の普及啓発 ➤ 福祉員活動の推進 ➤ 多機関との協働連携支援 ➤ 助成事業による支援 	<p>ひとり暮らし高齢者等の孤立を防止するために、自治会や地区社協による、福祉員や民生委員・児童委員等と連携した見守りネットワーク活動の推進を図ります。</p> <p>福祉員を対象とした研修実施や小地域見守りネットワーク活動に参加する団体等の情報共有の場づくりに取り組めます。</p>

コ 地域における支援の仕組みづくり

取り組みの項目	具体的な取り組み内容
▶ 新たな仕組みづくりへの取り組み	<p>住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立*を防ぎ、誰もが社会との「つながり」を感じながら、安心して生活できる基盤を構築していくため、新たな仕組みづくりの構築を目指します。</p> <p>地域にある既存の社会資源の把握やその情報提供、地域住民と地域生活課題等の解決に取り組む専門機関とのつながりを構築するための場づくりに取り組みます。</p>

市民（地域住民）・地域・社会福祉協議会・市の役割

《基本目標 2 “ささえあいの輪づくり” (1) 見守り、気づき、つながる輪づくり》



(2) 福祉に関する市民活動の輪づくり

課題と今後の方向性

支援が必要であったり、生きづらさを抱えたりする市民が増加し、地域の生活課題が複雑化・多様化する中、地域における住民同士の見守りや助け合いの活動等の地域福祉を推進する活動、暮らしやすいまちづくりを推進する活動など、様々な市民活動やボランティア活動は地域福祉の推進の上で重要な役割を担っています。

下関市においても、隣近所の範囲から市全域等のそれぞれの地域の範囲で、様々な団体が活動を実施していますが、団体等調査の結果では、担い手の高齢化や新規の担い手の不足、リーダーとなる人材の不足、市民に活動が認知されていない等の問題が挙がっています。

また、地域懇話会では、活動の実施状況は地域によって差があることや、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が継続できない状況、活動場所がないこと等が問題として挙がっています。



- 関係機関との連携を強化し、活動を支援する体制を整備するとともに、新型コロナウイルス等感染症対策に配慮して活動を継続できる体制づくりが必要です。
- 活動を促進するための情報収集・提供を行う必要があります。
- 市民が活動に参加しやすい仕組みづくりを進める必要があります。
- 活動拠点づくりや助成制度等、地域における活動を支援する必要があります。
- 市民活動のネットワークづくりを促進する必要があります。

今後の取り組み

市の取り組み

《基本目標 2 “ささえあいの輪づくり” (2) 福祉に関する市民活動の輪づくり》

取り組み	内 容
市民活動を促進する情報の収集及び提供	市民活動の情報を様々な広報媒体によって市民に紹介し、理解や関心を深めるとともに、活動への参加のきっかけづくりとなる情報提供を行います。

取り組み	内 容
市民活動の場づくりの支援	しものせき市民活動センター等を拠点にした市民活動の場づくりを支援します。
市民活動のネットワークづくりの促進	人的交流や必要な情報を収集する機能と社会に向けて情報を発信する双方向性のネットワークづくりを促進します。
市民活動を側面的に支援する助成制度の実施	市民活動団体が組織的な活動を維持発展できるよう、既存制度の充実とともに、活動の多様性に応じた制度の整備と検討を行います。

下関市社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画の内容）

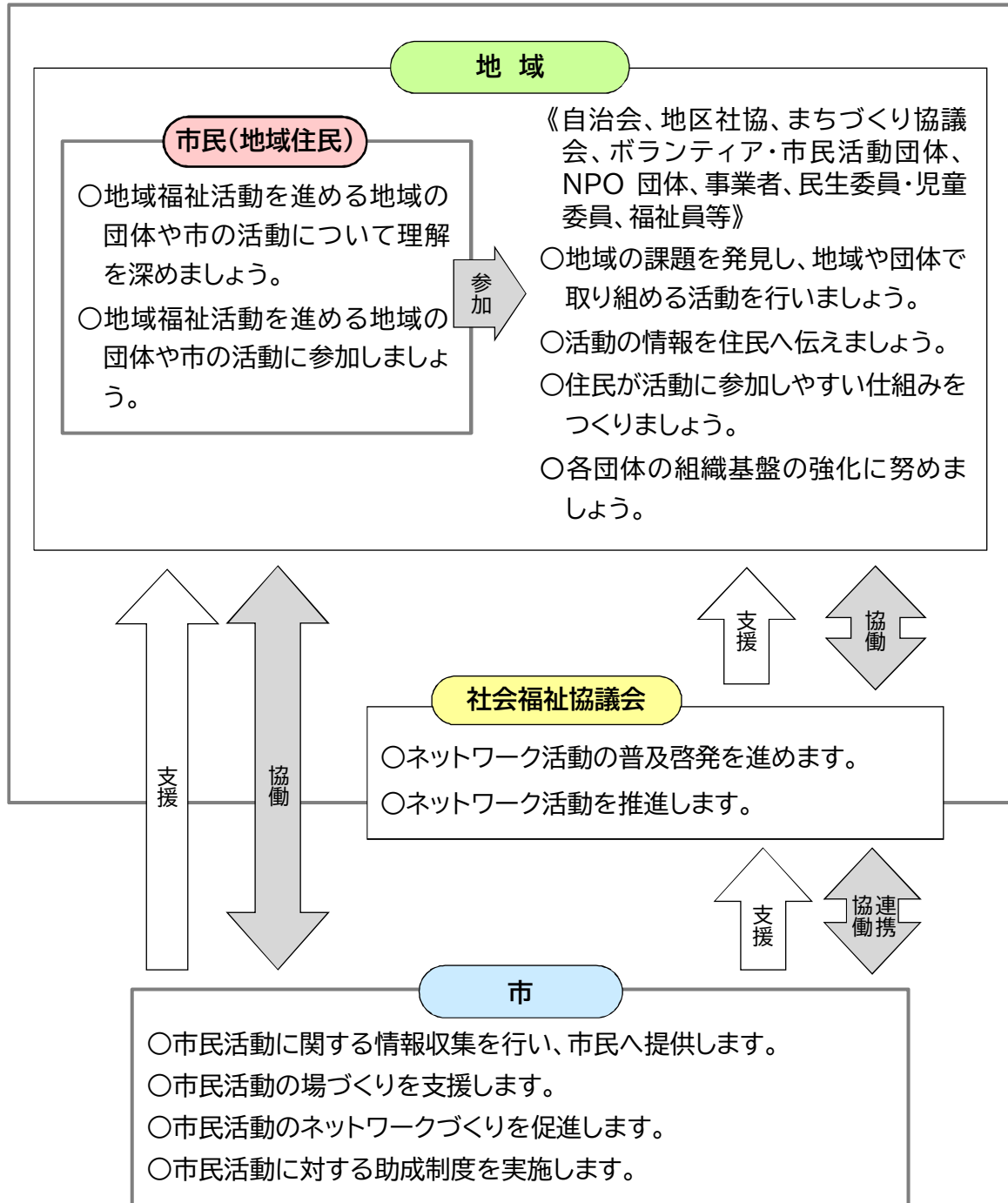
《基本目標 2 “ささえあいの輪づくり” (2) 福祉に関する市民活動の輪づくり》

【活動項目】

ア ネットワーク活動の普及啓発	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社協だよりによる普及啓発 ➤ ホームページによる啓発 ➤ セミナー等における啓発 	<p>住民同士のネットワーク活動に対する一層の理解促進と、多様な組織間のネットワークづくりを促すための連携・協働の輪であるネットワーク活動の意義等について普及啓発を図ります。</p> <p>社協だよりやホームページ等に「地域生活課題」解決に取り組む活動事例を掲載し、紹介することで普及啓発に努めます。</p>
イ ネットワーク活動の推進	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 活動方法の相談支援 ➤ 関係機関の連携強化 ➤ 多機関との協働連携支援 ➤ 助成事業による支援 ➤ 調査の実施 	<p>幅広い地域の課題を解決するために、自治会、地区社協、NPO、ボランティア団体、社会福祉法人、社会福祉施設、保護司、更生施設等、地域の多様な組織・団体相互のネットワークづくりと連携、協働の取り組みを進めます。</p> <p>多様な団体間の連携及び協働の相談支援体制づくりや地区社協等の活動事例紹介を行います。</p> <p>また、社会福祉法人同士の連携及び協働、住民組織等多様な組織の実態把握と情報提供に努めます。</p>

市民（地域住民）・地域・社会福祉協議会・市の役割

《基本目標2 “ささえあいの輪づくり” (2) 福祉に関する市民活動の輪づくり》



(3) 民生委員・児童委員、福祉員との輪づくり

課題と今後の方向性

民生委員・児童委員、福祉員は、地域の子どもから高齢者まですべての地域住民を対象として相談や生活・福祉ニーズの把握、福祉サービス情報の提供、福祉サービス利用の支援、見守り等、様々な活動を行っています。地域の生活課題が複雑化・多様化する中で、他の地域団体等とともに、地域住民に身近な民生委員・児童委員、福祉員の活動は地域福祉の推進の上で重要な役割を担っています。

その活動には市民の理解や地域団体・関係機関等との連携が欠かせませんが、市民意識調査の結果では、民生委員・児童委員、福祉員に対する市民の認知度は高いとは言えず、前回調査と比較して変化がありません。

また、団体等調査の結果では、民生委員・児童委員の活動についての市民の理解や地域団体・関係機関との連携の重要性が挙がっていました。一方、後継者の不足や地域課題への対応の困難さ等の課題も挙がっています。



- 民生委員・児童委員の活動を市民へ周知する必要があります。
- 民生委員・児童委員の活動を支援する必要があります。
- 民生委員・児童委員、福祉員と、地域団体や関係機関等との連携を強化する必要があります。

今後の取り組み

市の取り組み

«基本目標 2 “ささえあいの輪づくり” (3) 民生委員・児童委員、福祉員との輪づくり»

取り組み	内容
民生委員・児童委員活動の周知	民生委員・児童委員の役割や活動内容を市民に周知します。
民生委員・児童委員活動の支援	福祉に関する知識や制度等に関する情報を適切に提供できるよう、研修の充実を図ります。
民生委員・児童委員と地域団体・関係機関との連携強化	様々な機会を活用して、民生委員・児童委員と地域団体・関係機関相互の連携を強化する取り組みを進めます。

下関市社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画の内容）

《基本目標 2 “ささえあいの輪づくり” (3) 民生委員・児童委員、福祉員との輪づくり》

【活動項目】

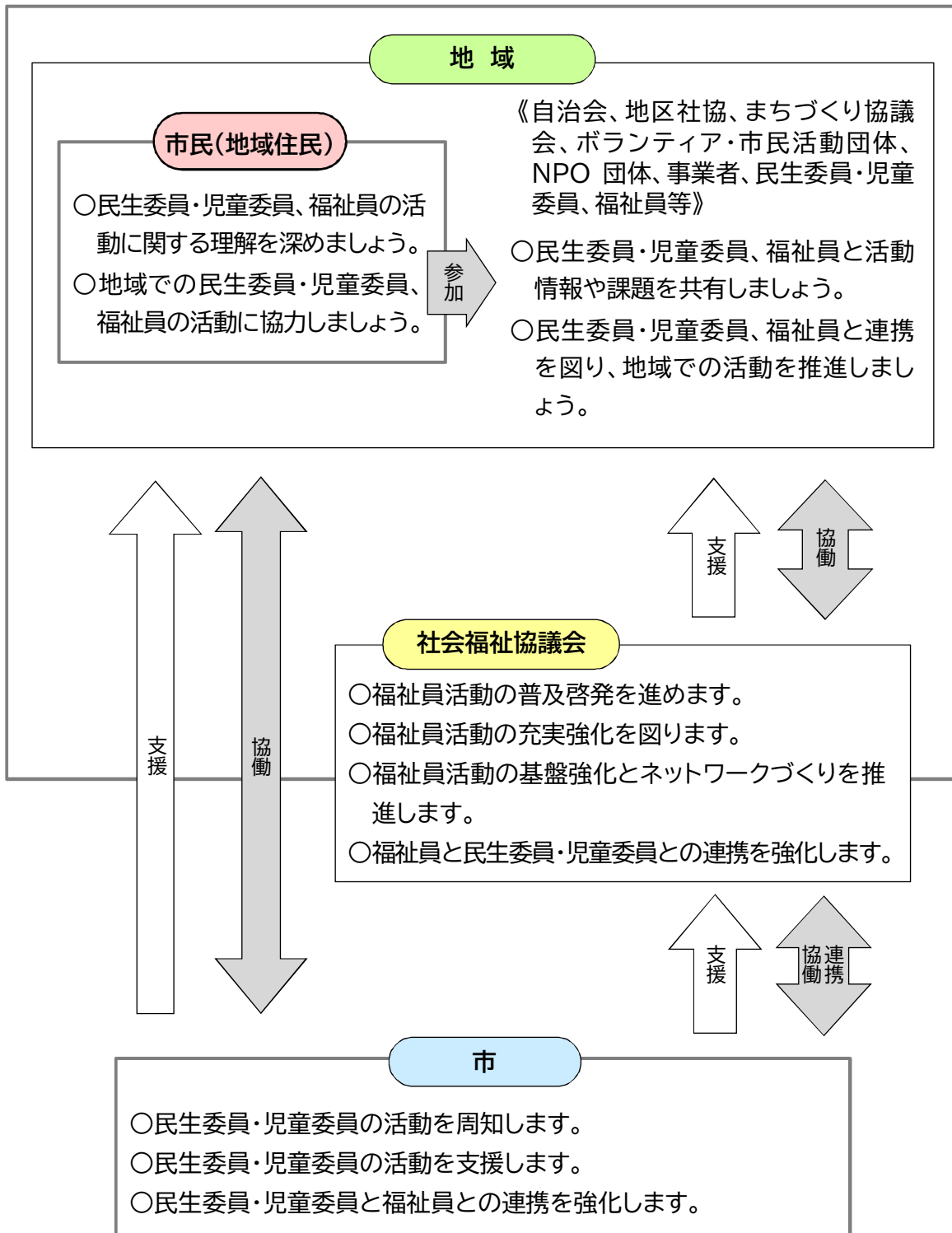
ア 福祉員活動の普及啓発	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社協だよりによる普及啓発 ➢ ホームページによる啓発 ➢ セミナー等における啓発 ➢ チラシ等の作成配布 	<p>福祉員活動に対する一層の理解促進と福祉員活動への協力を促すために、福祉員活動の普及啓発を図ります。</p> <p>社協だよりやホームページ、チラシ等を作成して、福祉員活動の理解促進を図ります。また、セミナー等を実施し、福祉員設置に関する普及啓発に努めます。</p>
イ 福祉員活動の充実強化	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 福祉員活動の推進 ➢ 活動推進環境整備 ➢ 研修会等の開催 ➢ 活動の活性化に向けた相談支援 ➢ 多機関との協働連携支援 	<p>高齢者世帯等への見守り活動等、小地域福祉活動の推進基盤の強化を図るため、福祉員の資質向上と未設置自治会への設置を進めます。</p> <p>福祉員の活動指針及びマニュアルの見直しに取組み、福祉員研修会等の実施や具体的な活動に取り組む福祉員の相談支援等、活動推進のための環境整備を図ります。</p>
ウ 福祉員活動の基盤強化とネットワークづくり	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 福祉員活動の推進 ➢ ネットワーク会議の開催 ➢ 調査の実施 ➢ 自治会福祉部(委員会)の設置促進 	<p>福祉員が選出された自治会において、近隣住民の協力を得て活動できるように自治会福祉部(委員会)の設置を進め、福祉活動の環境整備を図ります。</p> <p>福祉員活動推進のため、未設置地区の把握を行い、未設置自治会等への働きかけを行います。</p> <p>また、福祉員同士の情報共有及び交流を図るためのネットワーク会議等を推進し、福祉員の組織化に努めます。</p>

工 福祉員と民生委員・児童委員との連携強化

取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none">➤ 多機関との協働連携支援➤ ネットワーク会議の開催➤ 関係機関の連携強化	<p>交流会や意見交換会など、様々な機会を活用して、民生委員・児童委員と地域福祉関係者相互の連携を強化する取り組みを進めます。</p> <p>福祉員と民生委員・児童委員の情報共有のため の場づくりに取り組みます。また、地区民生児童委員協議会等へ積極的に参加し、情報提供等に努めます。</p>

市民（地域住民）・地域・社会福祉協議会・市の役割

《基本目標2 “ささえあいの輪づくり” (3) 民生委員・児童委員、福祉員との輪づくり》



3 基本目標3 “あんしんの地域づくり”

地域みんなが、健やかに安心して暮らせる環境をつくろう

(1) 協働による包括的な相談支援体制づくり ~相談支援~

課題と今後の方向性

個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化する中で、相談支援における対応においても複合的な課題があるケースが多くなっており、その対応においては、本人や家族の社会的孤立*、精神面の不調の問題、教育問題等の福祉領域外の課題等が関係するケースがあります。

下関市においては、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者等、それぞれの課題に対応する相談支援体制の充実を図ってきました。

また、地域においては下関市社会福祉協議会や地域の関係機関・団体等が連携を図り、地域住民等への相談支援を行っています。

市民意識調査の結果では、家族や親せき、友人以外の相談先について、「誰にも相談したことがない」と回答した人の割合が31.7%あり、その理由として、「どこに相談すればよいかわからないから」と回答した人が14.8%、「プライバシーが守られるか心配だから」と回答した人が6.4%、「誰にも相談したくないから」と回答した人が6.0%となっています。

また、団体等調査の結果では、多くの団体等が支援を必要とする本人や周囲の人からの相談を受けた経験があり、その相談を「行政等の相談や支援につなげなかった」という回答もありました。



- 支援が必要な人の課題を的確に把握し、必要な支援につなぐため、総合的な相談体制づくりが必要です。
- 社会や人とのかかわりが困難な人等を、訪問等を通じて継続して見守り、支援につなげるための体制づくりが必要です。
- 複合的な課題に対応するため、関係機関・団体等の連携体制の強化を図るとともに、支援関係者全体を調整する機能の充実を図る必要があります。
- 市民が気軽に相談できるよう、相談窓口を周知するとともに、身近で利用しやすい相談体制の充実を図る必要があります。
- 多様な福祉課題に対応できるよう、専門的な相談員の配置等、相談窓口の充実を図る必要があります。

今後の取り組み

市の取り組み

《基本目標 3 “あんしんの地域づくり” (1) 協働による包括的な相談支援体制づくり》

取り組み	内 容
相談支援の推進	介護、障害、子育て、生活困窮等の相談支援を一体的に実施し、本人、世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援体制を整備します。
必要な支援を行うための連携体制の構築	介護、障害、子育て、生活困窮、虐待、ヤングケアラー等の生活課題等について、関係機関や団体等との連携を強化し、実態把握、情報提供、相談対応や必要な支援につなぐなど、相談支援体制の充実を図ります。
アウトリーチ等を通じた継続支援の推進	社会や人とのかかわりが困難な人など、必要な支援が届いていない人を、訪問等を通じて継続して見守り、支援につなげるための体制づくりを推進します。
多機関協働事業の推進	複合的な課題に対応するため、関係機関・団体等との連携の円滑化を図るとともに、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めるなど、対応の調整を行う体制づくりを推進します。
地域における相談活動の充実	民生委員・児童委員、身体障害者相談員を対象として情報提供、研修及び研修受講補助等を行い、地域での相談活動の充実を図ります。
各種相談窓口の充実	市民の様々な相談に対応し、必要な支援につなぐため、各種相談窓口の充実を図ります。(市民相談所、ヤングテレホン)
専門的な相談支援体制の充実	介護、障害、子育て、生活困窮に関する相談や高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者等への暴力などに関する相談等、専門的な相談支援体制の充実を図ります。

下関市社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画の内容）

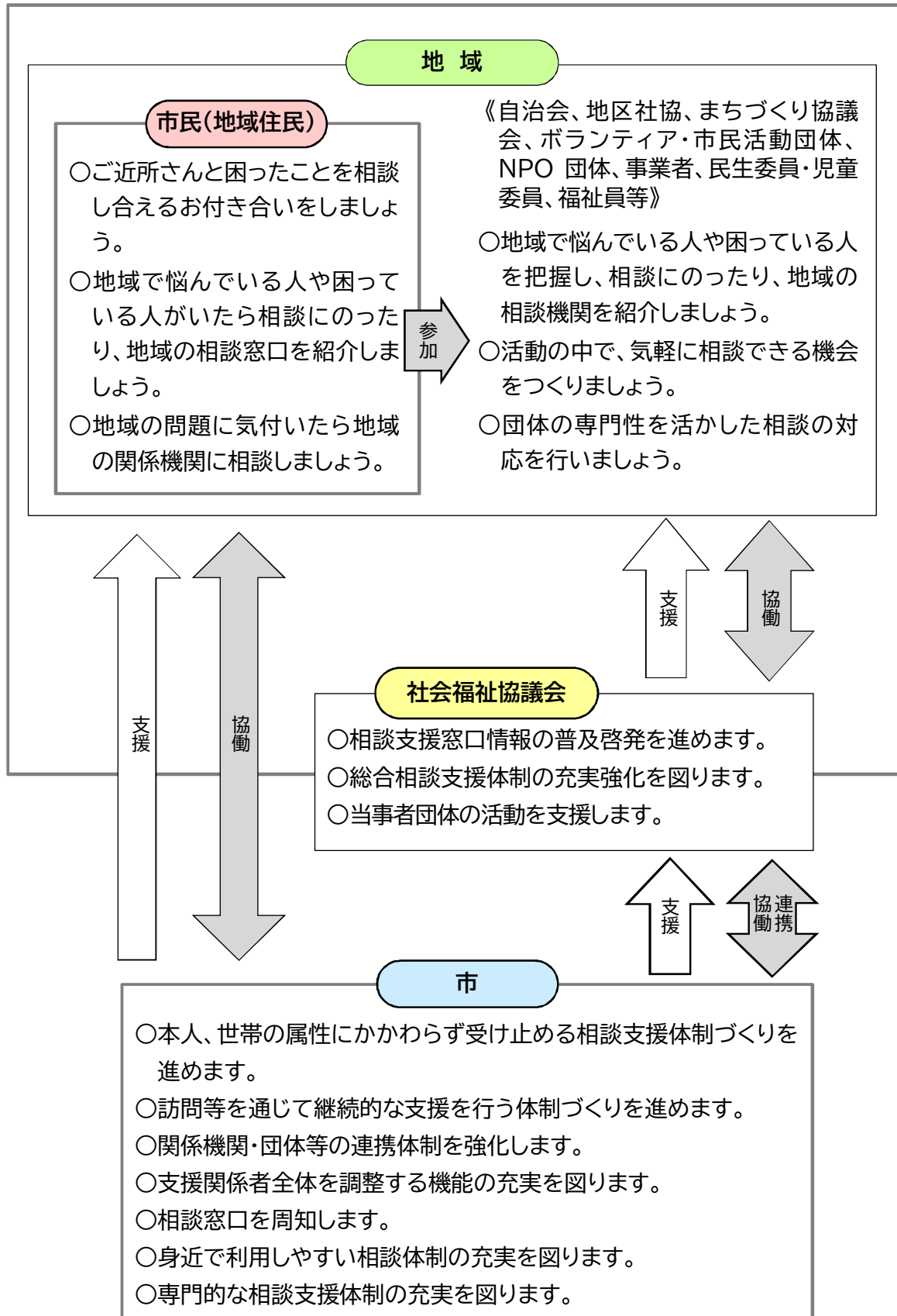
《基本目標 3 “あんしんの地域づくり” (1) 協働による包括的な相談支援体制づくり》

【活動項目】

ア 相談支援窓口情報の普及啓発	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社協だよりによる普及啓発 ➢ ホームページによる啓発 ➢ セミナー等における啓発 ➢ チラシ等の作成配布 ➢ 情報発信の方法検討 	<p>地域住民が悩みごとや心配ごとに応じて必要な相談支援窓口の情報を得られるようにするために、相談支援窓口情報の普及啓発を図ります。</p> <p>下関市が作成する「ふくしのしおり」等を活用して、社協だよりやホームページ、チラシ等に記載し、相談窓口に関する情報提供を行います。</p>
イ 総合相談支援体制の充実強化	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 総合相談窓口の開設 ➢ 多機関との協働連携支援 ➢ ネットワーク会議の開催 ➢ 研修会等の開催 	<p>既存の相談支援機関の連携強化や相談員の資質向上、ワンストップサービス体制の検討など、総合相談支援体制の充実強化を図ります。</p> <p>社協が取り組む総合相談体制の仕組みを再整理し、情報提供に努めます。</p> <p>また、相談機関を対象とした相談員の資質向上のための研修を定期的実施します。</p>
ウ 当事者団体の活動支援	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自立した組織運営に関する相談支援 ➢ 助成事業による支援 	<p>当事者団体の活動を支援します。</p> <p>当事者団体の把握を行うための調査実施または情報把握に取り組み、自立した組織運営の支援のため、補助及び助成金制度等の情報提供に努めます。</p>

市民（地域住民）・地域・社会福祉協議会・市の役割

《基本目標3 “あんしんの地域づくり” (1) 協働による包括的な相談支援体制づくり》



(2) 福祉サービスの提供及び情報提供の体制づくり

課題と今後の方向性

急速な少子高齢化の進行、家族形態や雇用を取り巻く環境の変化、世帯やコミュニティ機能の低下等の社会状況の変化を背景として、支援が必要な人が増加するとともに、その課題は、複合化し、制度の狭間にある問題も顕在化しています。

下関市は、これまで個々の計画に基づき、福祉サービスを提供するとともに、様々な媒体を通して福祉に関する情報提供を行ってきました。

また、下関市社会福祉協議会や地域の関係機関・団体においても、地域において様々な福祉サービスの提供や支援を行っています。

しかし、下関市や地域における福祉サービスの情報が、サービスを必要とする市民やその家族に十分に伝わっていない状況、福祉サービスの提供につなげていない状況があります。

地域懇話会では、回覧版は読まない地域住民がいるという一方で、スマートフォンでの情報提供は高齢者にとって難しいことが挙がっていました。



- 個々の計画に基づき、福祉サービスの提供の充実を図るとともに、共通する課題や方策の共有を図り、連携した取り組みを推進する必要があります。
- 福祉サービスが必要な市民を的確に把握する体制づくりが必要です。
- 福祉サービスや支援が必要な本人や家族に、サービスの情報が伝わる体制づくりが必要です。

今後の取り組み

市の取り組み

「基本目標 3 “あんしんの地域づくり” (2) 福祉サービスの提供及び情報提供の体制づくり」

取り組み	内容
高齢者福祉サービスの充実	高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、各種福祉サービス及び認知症施策等の充実を図ります。

取り組み	内 容
障害者福祉サービスの充実	障害のある人が、自らの選択により、必要な福祉サービスを受け、自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実を図ります。
子育て支援サービスの充実	子どもの成長を支援する地域一体となった体制づくりを進め、保育サービス等の子育てに関する事業の充実を図ります。
情報提供の充実	市広報紙、ホームページ、SNS及びパンフレット等の各種広報媒体を活用し、福祉サービスや福祉制度の紹介を行い、周知を図ります。
関係機関・団体と連携を図った情報提供体制の構築	市民に必要な情報が伝わるよう、社会福祉協議会、自治会、市民活動団体、NPO団体、事業者、民生委員・児童委員等と連携を図り、情報提供体制の充実を図ります。
情報提供における高齢者や障害のある人等への配慮	高齢者及び障害のある人等に情報が行き届くよう、ユニバーサルデザインの考え方に基つき提供方法について配慮します。

下関市社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画の内容）

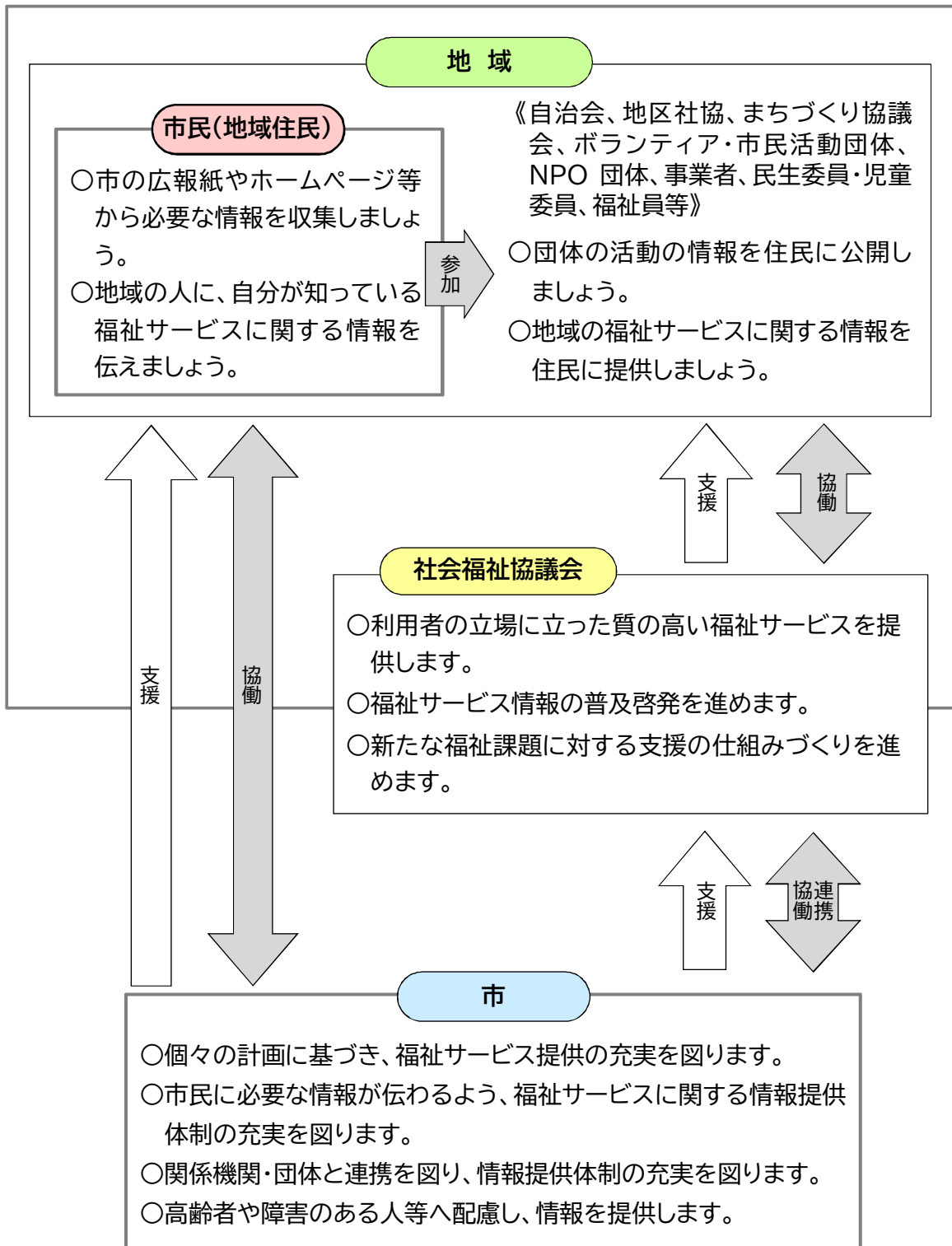
《基本目標 3 “あんしんの地域づくり” (2) 福祉サービスの提供及び情報提供の体制づくり》

【活動項目】

ア 利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係機関の連携強化 ➢ 研修会等の開催 	<p>年齢やライフスタイルに応じたきめ細かな福祉サービスの提供体制を整備するために、福祉サービス利用者等の声を各種行政計画に反映する支援や既存制度の改善・見直しを図る取り組みを進めます。</p> <p>福祉サービス提供事業者が常に利用者の立場に立ち、自ら積極的にサービスの質の向上に取り組めるよう支援します。</p> <p>関係機関の連携強化のための専門職を対象とした研修会の実施及び企画支援に取り組めます。</p>
イ 福祉サービス情報の普及啓発	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社協だよりによる普及啓発 ➢ セミナー等における啓発 ➢ 情報発信の方法検討 	<p>困ったときに利用できる福祉サービスや制度に関する情報を誰もが分かりやすく得られるようにするために、福祉に関する情報の普及啓発を図ります。</p> <p>社協が実施する委託事業等に関する情報発信に取り組めます。</p>
ウ 新たな福祉課題に対する支援の仕組みづくり	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係機関の連携強化 ➢ 新たな仕組みづくりへの取り組み 	<p>住宅確保要配慮者への支援の仕組みづくりや中間的就労の受け皿づくりなど、新たな福祉課題に対応する仕組みづくりを進めます。</p> <p>社会福祉法人等の協働及び連携強化のための場づくりに取り組めます。</p> <p>また、地域における企業等に働きかけ、地域生活課題を解決するための仕組みづくりの構築を図ります。</p>

市民（地域住民）・地域・社会福祉協議会・市の役割

《基本目標3 “あんしんの地域づくり” (2) 福祉サービスの提供及び情報提供の体制づくり》



(3)「その人らしく」暮らせる体制づくり（権利擁護の体制づくり）

課題と今後の方向性

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障害のある人等が、各種手続きや金銭管理等を行うことが困難なことから、必要な支援やサービスの利用につながないケースがあります。

一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加傾向にあるとともに、高齢化の進行により、認知症高齢者等今後支援が必要な人が増加することが見込まれます。

高齢者や障害のある人等が住み慣れた地域で生活していくための体制づくりが必要です。

下関市は、成年後見制度の利用をはじめ、権利擁護支援の体制づくりを進めています。

また、下関市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)を実施しています。

しかし、市民意識調査の結果では、成年後見制度について、「聞いたことはあるが内容はわからない」と回答した人の割合が 36.2%、「聞いたことがなく内容もわからない」と回答した人の割合が 23.1%となっています。



- 判断能力が不十分な高齢者や障害のある人の権利を擁護するため、地域連携ネットワークを構築します。
- 成年後見制度の利用を促進するため、制度や相談窓口の周知を図るとともに、支援体制の充実を図ります。

今後の取り組み

市の取り組み

«基本目標 3 “あんしんの地域づくり” (3) 「その人らしく」暮らせる体制づくり（権利擁護の体制づくり）»

取り組み	内容
地域連携ネットワークの構築	下関市成年後見制度利用促進協議会を開催し、関係者が各々の立場や役割を理解し、認識や方向性を共有しながら、本市の実情にあった体制づくりを行います。
成年後見制度の利用促進と支援体制の充実	権利擁護ニーズの精査や適切な後見人等の候補者推薦、選任後の後見人等への支援などができるように、相談体制を強化していきます。

下関市社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画の内容）

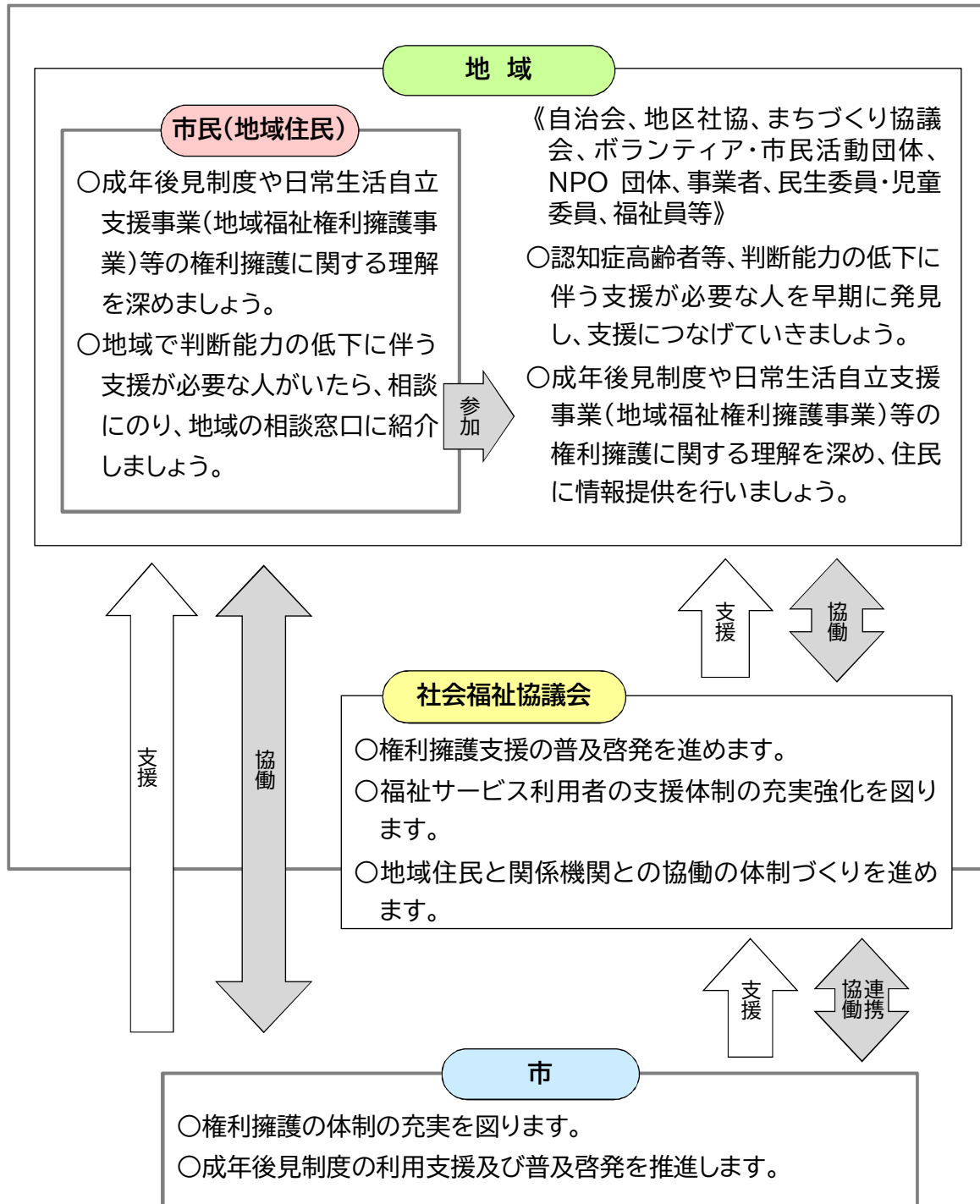
「基本目標 3 “あんしんの地域づくり” (3) 「その人らしく」暮らせる体制づくり（権利擁護の体制づくり）」

【活動項目】

ア 権利擁護支援の普及啓発	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 成年後見制度の普及啓発 ➢ 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の普及啓発 ➢ 苦情解決制度の普及啓発 	<p>自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援や援助を行うための普及啓発に努めます。</p> <p>日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度に関する情報発信に取り組み、福祉サービス苦情解決制度に関する情報提供を行います。</p>
イ 福祉サービス利用者の支援体制の充実強化	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 人材育成に関する支援 ➢ 研修会等の開催 ➢ 多機関との協働連携支援 	<p>認知症や知的障害などの理由により、判断能力が不十分な市民の福祉サービスの利用や意思決定の支援を行う仕組みの充実強化を図ります。</p> <p>また、福祉サービスの提供事業者による苦情解決制度の適切な運用を推進します。</p> <p>日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の人員体制の再構築や法人成年後見事業の充実を図り、個人情報(守秘義務)等に関する知識向上のための研修会を定期的を実施します。</p>
ウ 地域住民と関係機関との協働の体制づくり	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日常生活自立支援事業の基盤強化 ➢ 法人成年後見事業の実施 ➢ 関係機関の連携強化 	<p>本人の意思に基づいて、本人が社会に参加することのできる体制づくりに取り組みます。</p> <p>福祉員や地区社協を対象として、下関市社会福祉協議会が実施する事業について情報提供します。</p> <p>また、地域におけるニーズキャッチする仕組みを活用し、事例を積み重ねて、関係機関と情報共有します。</p>

市民（地域住民）・地域・社会福祉協議会・市の役割

《基本目標3 “あんしんの地域づくり” (3)権利擁護の体制づくり》



(4) 地域の防犯・防災体制づくり

課題と今後の方向性

近年、地震や風水害など各地で大規模な自然災害が多発する中、災害時の支援ニーズが大きくなっており、そのニーズに対応する地域の支援体制が重要となっています。しかし、今後、支援が必要な高齢者等が増加が見込まれる中、地域の間関係の希薄化や地域活動を支える人材の高齢化等により、地域コミュニティの機能は低下しています。

下関市においては、災害時要援護者登録制度を実施し、援助が必要な高齢者や障害のある人等、災害時に支援が必要な市民の把握を進めてきましたが、十分な把握、効果的な活用ができていない状況ではありません。

市民意識調査の結果では、地域の人にしてほしい手助けとして、「災害時や緊急時の手助け」と答えた人が25.2%となっています。

地域懇話会においては、災害時の情報入手の難しさや避難所の受け入れ体制、避難の際の支援の困難さ等が課題として挙がっています。

一方、高齢者や障害のある人等が被害者となる犯罪が多く起こっていますが、地域によっては住民同士のつながりがなく、犯罪を未然に防ぐことが難しい状況があります。



- 地域の団体等と連携を図り、災害時に支援が必要な市民を把握し、見守り、助け合う体制整備をさらに推進する必要があります。
- 日頃から地域で災害への対策に取り組み、減災につなげる環境づくりを促進する必要があります。
- 地域で日常的な声かけや見守りを行うことにより、犯罪を未然に防ぐ環境づくりを推進する必要があります。

今後の取り組み

市の取り組み

«基本目標 3 “あんしんの地域づくり” (4) 地域の防犯・防災体制づくり»

取り組み	内 容
緊急時における支援体制の整備	要援護者の情報の把握、防災情報の伝達及び避難誘導等の支援体制の整備を図ります。また、災害時要援護者登録制度の普及啓発を図ります。
自主防災組織の育成	自主防災組織の育成に努めるとともに、関係機関との連携協力体制を強化し、災害に強い地域づくりを推進します。
地域における防犯・防災体制の強化	防災訓練や講習会を通じて、市民の防災意識の向上を図ります。また、地域の安全活動を支援します。
消費者保護の啓発及び助言・情報提供	消費生活センターにおいて、消費者トラブルの発生防止に向けた啓発を行うとともに、相談に応じ、その解決に向けた助言や情報提供等を行います。

下関市社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画の内容）

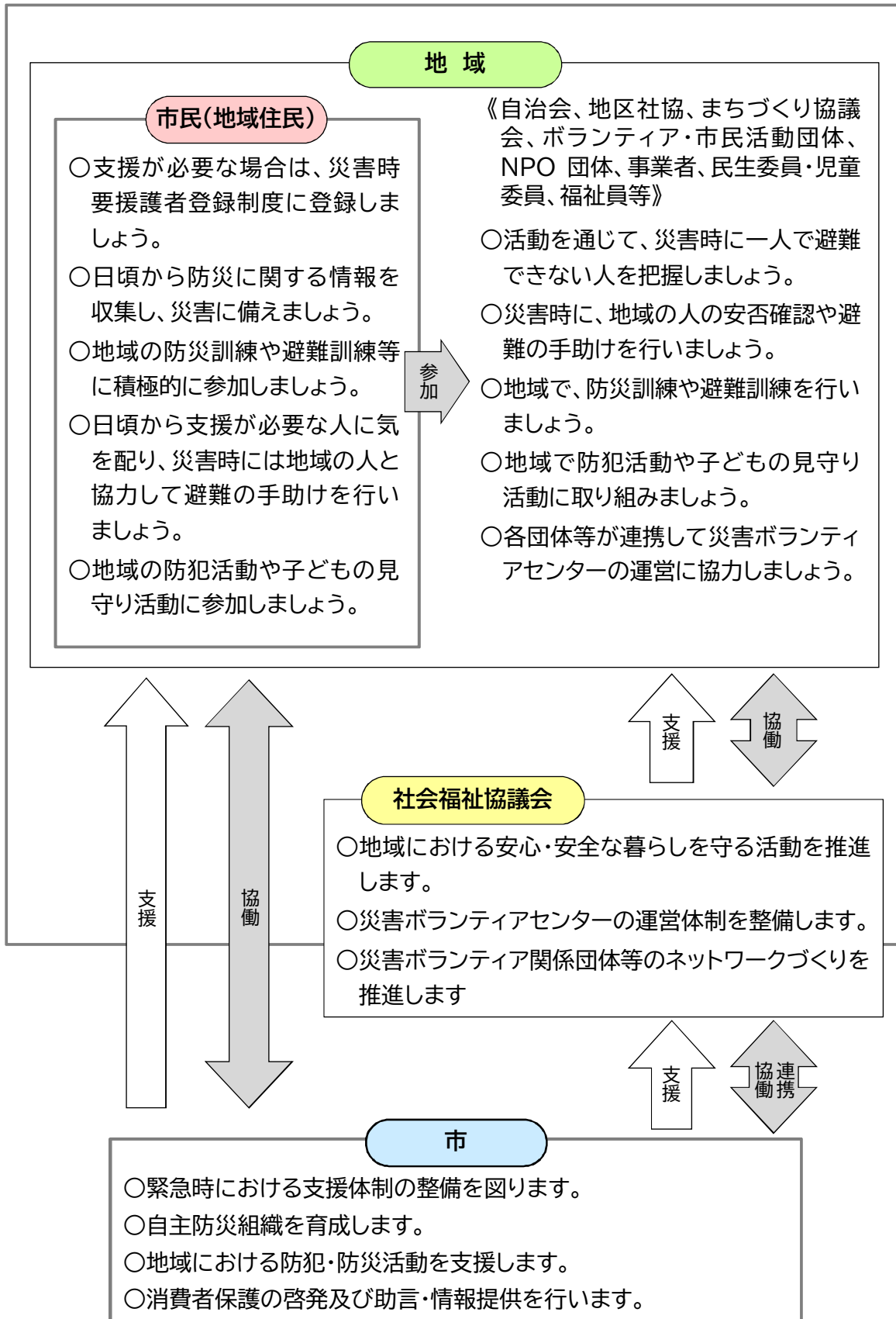
«基本目標 3 “あんしんの地域づくり” (4) 地域の防犯・防災体制づくり»

【活動項目】

ア 地域における安心・安全な暮らしを守る活動の推進	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地区社協活動の推進 ➢ 多機関との協働連携支援 ➢ 助成事業による支援 ➢ 福祉員活動の推進 	<p>誰もが安心・安全に住み慣れた地域で暮らすことができるよう、自治会や地区社協による組織だった防犯・防災体制づくりや災害などの緊急時に支援を要する世帯に対する支援の仕組みづくりを推進します。</p> <p>地区社協活動の推進及び福祉員活動の推進の関係性を整理し、安心安全な暮らしを守ることに関する情報提供及び地域の情報共有を図り、協働して地域住民のための啓発活動に努めます。</p>
イ 災害ボランティアセンター運営体制の整備	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害ボランティアセンターの機能強化 ➢ 研修会等の開催 	<p>災害ボランティアセンター運営マニュアルの周知と関係機関相互の連携体制の構築を進めます。</p> <p>災害ボランティアセンター運営に関するマニュアルの定期的な見直しを実施し、広域的な協力体制の構築に努めます。また、ICT等を活用したシステムの導入を検討し、災害ボランティアセンターの運営を中心に、多機関との合同訓練の実施に取り組みます。</p>
ウ 災害ボランティア関係団体等のネットワークづくり	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 多機関との協働連携支援 ➢ 関係機関の連携強化 	<p>緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくりを進めます。</p> <p>災害ごとの被災状況に応じて、広域的な協力体制の構築に努めます。また、災害を想定した災害ボランティア関係団体等との災害訓練の実施に取り組みます。</p>

市民（地域住民）・地域・社会福祉協議会・市の役割

《基本目標 3 “あんしんの地域づくり” (4) 地域の防犯・防災体制づくり》



(5) 人にやさしいまちづくり

課題と今後の方向性

子どもから高齢者、障害のある人もない人も、すべての市民が暮らしやすく、地域の様々な活動に参加することができる生活環境は地域福祉を推進する基盤となるものです。

しかし、病院や買い物に行く移動手段がないことや、道路や建築物などの段差により移動が困難であったり、案内が見えなかったりするなど、高齢者や障害のある人、子育てをする人が日常的な生活を送ることが困難な状況があります。

また、地域懇話会では、地域によって高齢者等に移動手段がなく、買い物や通院、ごみ出し等の日常生活、地域活動への参加が困難なことが課題として挙がっています。



- ユニバーサルデザインの普及啓発を推進する必要があります。
- 公共交通の整備や利便性の向上等、移動環境の整備を推進する必要があります。

今後の取り組み

市の取り組み

«基本目標 3 “あんしんの地域づくり” (5) 人にやさしいまちづくり»

取り組み	内 容
ユニバーサルデザインの普及啓発	ユニバーサルデザインの考え方について普及啓発を図ります。
生活交通の確保	各地域の状況に応じ、効率的なバス路線の維持及び確保を図ります。また、鉄道交通の利用促進による活性化や主要駅における交通環境の充実に取り組みます。
移動環境の整備	低床バス、リフト付のバス・タクシーの導入を働きかけます。
バリアフリーの促進	歩道の拡幅、段差及び傾斜の解消等道路施設の改良、公共施設等の多目的トイレやエレベーター、スロープ等の設置改善を促進します。

下関市社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画の内容）

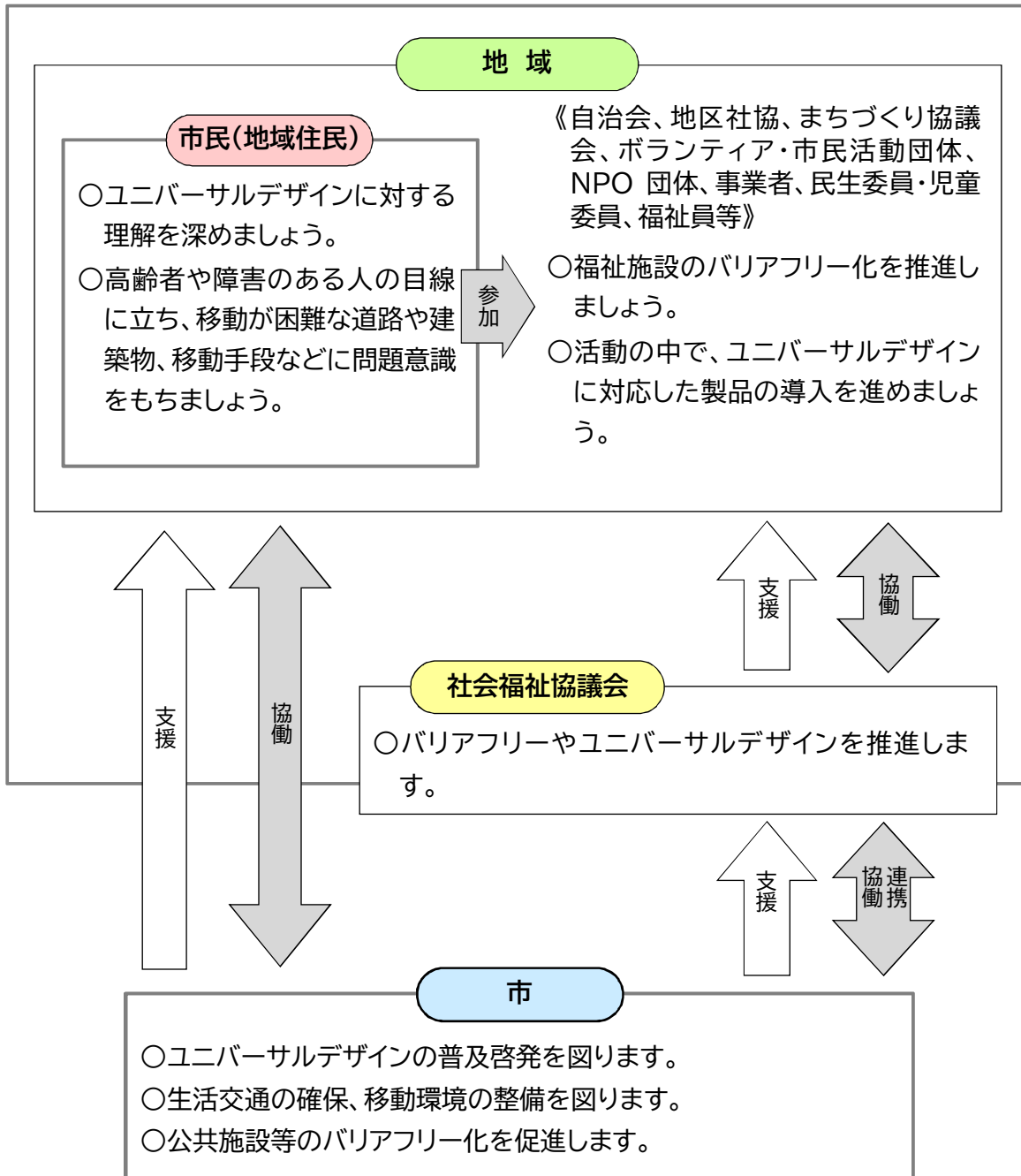
«基本目標 3 “あんしんの地域づくり” (5) 人にやさしいまちづくり»

【活動項目】

ア バリアフリーやユニバーサルデザインの推進	
取り組みの項目	具体的な取り組み内容
<ul style="list-style-type: none">➤ バリアフリーの普及啓発➤ ユニバーサルデザインの推進	<p>高齢者や障害のある人等の社会参加を支えるために、ユニバーサルデザインの普及啓発やバリアフリーのまちづくりを推進します。</p> <p>将来的に継続した地域福祉の考え方を継承するため、地域住民の協力を得ながら、福祉教育の推進や各取り組み事業で実施するセミナー等を活用し、「心のバリアフリー」の普及啓発に取り組みます。また、新しい社会福祉センター建設推進において、基本計画に基づいた活動拠点づくりを目指します。</p>

市民（地域住民）・地域・社会福祉協議会・市の役割

《基本目標3 “あんしんの地域づくり” (5) 人にやさしいまちづくり》



第6章 計画の推進

1 協働による計画の推進

個人の尊厳を守り、それぞれの個性を認め合いながら、多様化、複雑化した福祉課題、生活課題を解決していくことは、行政や一部の専門機関の取り組みだけでは困難な状況であり、市民一人ひとり、地域の活動団体等の力が不可欠です。

そのため、市民、地域の活動団体、民生委員・児童委員、福祉員、事業者(社会福祉事業者)、下関市社会福祉協議会、下関市など、あらゆる主体が積極的に役割を果たし、地域社会全体で経験や知恵を結集し、協働により計画の実現に向けた取り組みを推進します。

(1) 市民の役割

市民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。市民一人ひとりが、地域の人とかかわり、地域福祉についての理解を深めるとともに、自らが身近な地域で何ができるのか考え、主体的に地域の福祉活動に参加することが求められています。

(2) 地域の活動団体の役割

自治会や地区社会福祉協議会、ボランティア・市民活動団体、NPO団体、民生委員・児童委員、福祉員等の地域の活動団体は、それぞれが持つ特性や専門性を活かすとともに、きめ細やかな活動により、公的なサービスでは対応できない地域の多様な生活課題を、解決することが求められます。

(3) 社会福祉法人・社会福祉事業者の役割

福祉サービスの提供者として、市民のニーズに積極的に応え、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、情報提供・公開をはじめ、関係機関や他のサービス事業者との連携の中で、包括的なサービスの提供が求められています。

また、専門的な知識・技術を活かした地域福祉活動への支援が期待されています。

(4) 下関市社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、社会福祉を目的とする事業の実施、地域福祉活動への市民参加の促進など、地域に密着した様々な事業を推進します。

また、地域福祉の推進・調整役として、地域の様々な福祉課題、生活課題を的確に把握し、市民の生活を支援していくための活動を推進するとともに、地域の活動団体、民間福祉団体の先導役として、連携強化を図ります。

(5) 下関市の役割

下関市は、地域福祉の推進に向け、常に地域の実態や市民ニーズを把握するとともに、市民や地域の活動団体などの自主的な活動が促進されるよう、情報提供や関係機関との連携、交流機会の確保など、基盤整備を推進します。

また、本計画の基本理念に則り、地域福祉を推進するための取り組みを下関市社会福祉協議会と一体となり、市民、地域の活動団体、民生委員・児童委員、福祉員、事業者等と協働で推進します。

2 計画の推進体制と評価の方法

下関市の関係部局職員で構成される「下関市地域福祉計画策定推進会議」及び下関市社会福祉協議会の「下関市地域福祉活動計画策定推進会議」において各計画の進捗の状況を管理するとともに、連携を図りながら計画の推進に取り組みます。

また、取り組み状況をホームページ等で公表するとともに、「下関市地域福祉計画審議会」、「下関市地域福祉活動計画策定委員会」へ本計画の取り組みを報告し、評価、意見を求め、次期計画の策定に向けて反映させます。

3 計画の周知・啓発

地域福祉の推進において、本計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、市民、地域の活動団体、民生委員・児童委員、事業者、社会福祉協議会、下関市など、計画にかかわるすべての人が、共通の認識を持つことが重要です。

下関市、下関市社会福祉協議会の広報紙やホームページ、地域における様々な機会を通じて、本計画及び地域福祉の重要性についての周知・啓発を図ります。

4 計画の成果目標

基本目標	指標	現状値*	目標
1 ふれあいの人づくり “地域みんながふれあい、笑顔で 支え合う心を育てよう”	地域の活動やボランティア・ NPO 活動に参加していると回 答した人の割合	24.3%	30.0%
2 ささえあいの輪づくり “地域みんなが連携し、お互いに 助け合える仕組みをつくろう”	「地域における支え合い」を感 じることができると回答した人 の割合	50.3%	55.0%
3 あんしんの地域づくり “地域みんなが健やかに安心し て暮らせる環境をつくろう”	地域の暮らしや福祉に関する相 談体制に満足していると回答し た人の割合	27.9%	30.0%

*令和3年度(2021年度)市民意識調査

5 SDGs（持続可能な開発目標）に関すること

第2次下関市総合計画後期基本計画では、各分野における施策の推進に当たって、SDGsの理念を念頭に置いて取り組むこととなっています。

「地域福祉におけるSDGs」としては、すべての人が支え合いながら地域で共に生き、誰も取り残さない、持続可能な環境を残すこと等が目標として掲げられており、本計画もこれらの事を念頭に置いて取り組みます。

図表6-1 SDGs17の目標



図表6-2 本計画に関するSDGsの目標

	<p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>		<p>国内及び各国家間の不平等を是正する。</p>
	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>		<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>		<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>		<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>

資料

用語解説

【か行】

関係性の貧困	生活習慣が乱れている、周りに尊敬や相談をできる人がいないなど、教育、経験、人とのつながりに恵まれていない状態をいう。
--------	--

【さ行】

社会的孤立	日常的なコミュニケーションの相手、相談相手、緊急時に支援してくれる相手がいないなど社会的なつながりが欠如した状態をいう。
-------	--

【た行】

ダブルケア	育児期にある人(世帯)が、親の介護も同時に担う状態をいう。
-------	-------------------------------

【は行】

8050問題	ひきこもりの子どもをもつ家庭が高齢化し、80代の後期高齢者にさしかかった親が、50歳代のひきこもりの子どもの生活を支えるという社会問題のこと。
--------	---

【や行】

ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもをいう。
---------	--